

第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン
【 原案 】

～未来を拓く女性の力～

はじめに

少子高齢化の進行とこれに伴う生産年齢人口の減少に加え、IoT、AI等テクノロジーの

進
を
と
も
で
一
進
共
月
参
み
と
家
育
男
合
い
い
よ
ハ
対
シ
共
強

大
な
誰
要
ハ
推
女
4
同
組
る
は
子
の
し
お
き
に
ハ
に
ラ
女
を

プラン案 確定時に作成

令和5年3月

千葉市長 神谷 俊一

目 次

第1章 計画の考え方

- 1 趣旨
- 2 背景
- 3 基本的視点
- 4 位置づけ・期間
- 5 推進体制

第2章 施策の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

- ① 政策・経営方針決定過程への女性の参画拡大
- ② 働く場における男女共同参画の推進
- ③ 男女がともに担う地域社会づくり

基本目標Ⅱ 安全・安心で自分らしい暮らしの実現

- ① 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応
- ② セクシュアルハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応
- ③ 男女共同参画の視点に立った、困難を抱える方への支援
- ④ 多様性を尊重した暮らしやすい環境づくり
- ⑤ 生涯にわたる健康づくりの促進
- ⑥ 防災・復興における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現

- ① 多様で柔軟な働き方の推進
- ② 男女がともに担う家庭生活づくり（家事・育児・介護等への支援）
- ③ 市民に寄り添ったデジタル化の推進

基本目標Ⅳ 人材の育成と理解の促進

- ① 様々な個性や能力を伸ばし、可能性を広げる学校教育等の推進
- ② 市民の理解促進・家庭や地域における学習機会の充実
- ③ 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援

参考資料

- 1 これまでの取組みと今後の課題
- 2 施策体系表
- 3 千葉市男女共同参画ハーモニー条例
- 4 男女共同参画基本法
- 5 女性活躍推進法

1 趣旨

平成 15 年（2003 年）4 月に施行した「ハーモニー条例」に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するため、「第 5 次千葉県男女共同参画ハーモニープラン」を策定しました。

(1) 目指すべき社会（ハーモニー条例前文）

ハーモニー条例では、市、市民及び事業者が協力して目指すべきものとして、前文において次のような社会を掲げています。

**すべての市民が
男女の別なく
個人として尊重され
お互いに対等な立場で
あらゆる分野に
参画する機会が確保され
責任を分かちあう
男女共同参画社会**

(2) 基本理念（ハーモニ条例第3条）

ハーモニ条例では、男女共同参画社会の形成を推進するに当たり、次のような基本理念を掲げています。

①男女の人権の尊重

性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重されること

②男女の自立と多様な生き方の選択

男女がともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択できること

③市、市民、事業者の協働

市、市民、事業者が、自らの意思により協働して男女共同参画に取り組むこと

④意思決定の場への平等な参画

あらゆる分野の意思決定の場に、男女が対等な構成員として参画できること

⑤家庭生活と社会生活の円滑な運営

女性及び男性が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会生活を円滑に行い、家族の一員としての役割を果たせること

⑥生涯にわたる心身の健康

妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること

⑦国際的協調

男女共同参画社会の形成が、国際的な理解と協力の下に推進されること

2 背景

(1) 社会経済情勢と千葉市の状況

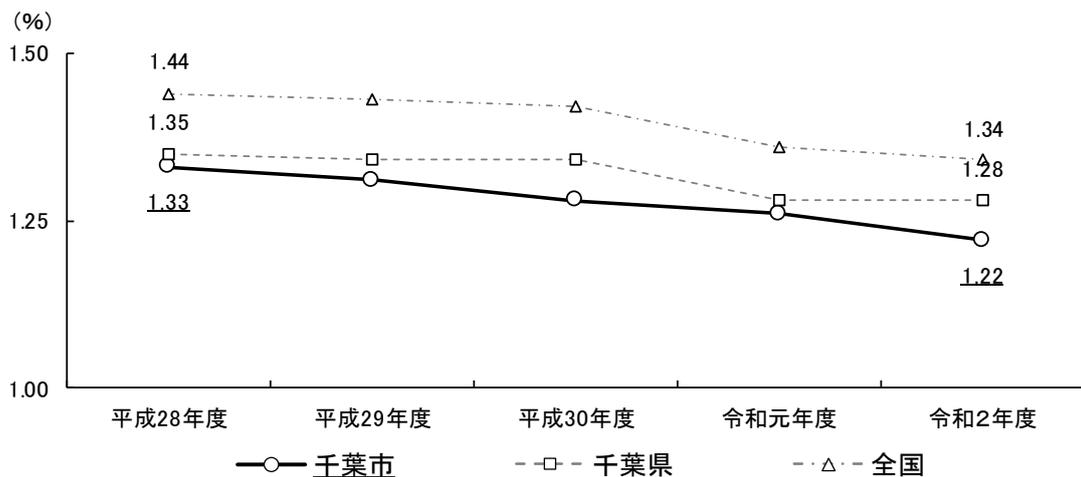
これまで、千葉市は、男女共同参画社会の実現に向け、拠点施設の整備や、ハーモニー条例の施行、4次にわたる基本計画の策定と施策の実施など、着実に取組みを進めてきました。

第5次プランの策定にあたっては、第4次プラン策定以後の以下のような社会経済情勢と千葉市の状況を踏まえた内容とする必要があります。

① 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加

千葉市の合計特殊出生率は年々低下し、令和2年度は1.22となっており、人口は2020年代前半をピークに減少に転じる見込みです。

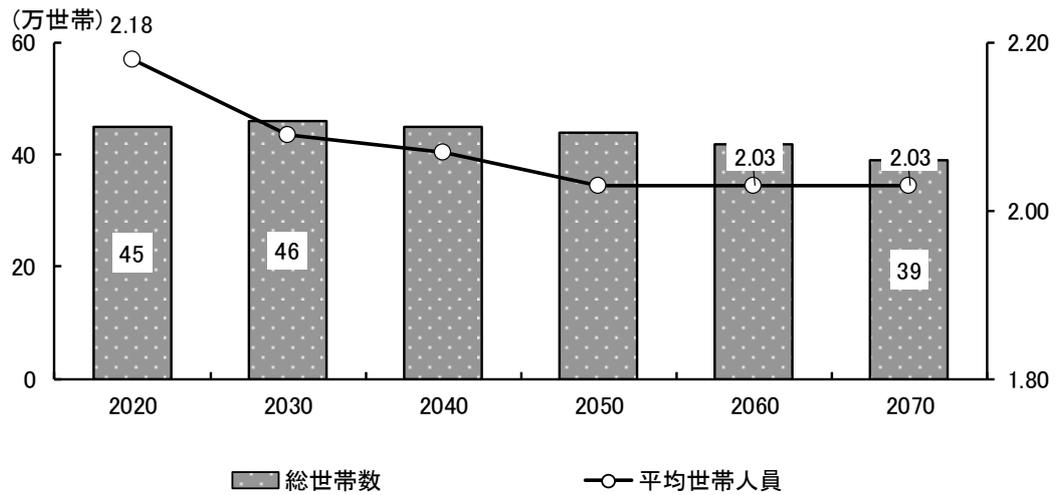
【図1 合計特殊出生率】



出典：全国・千葉県「人口動態統計」、千葉市「千葉市保健統計」を基に作成

また、未婚・単独世帯が増加するなど世帯構成にも大きな変化が生じており、千葉市の1世帯当りの平均人員は年々低下することが見込まれます。

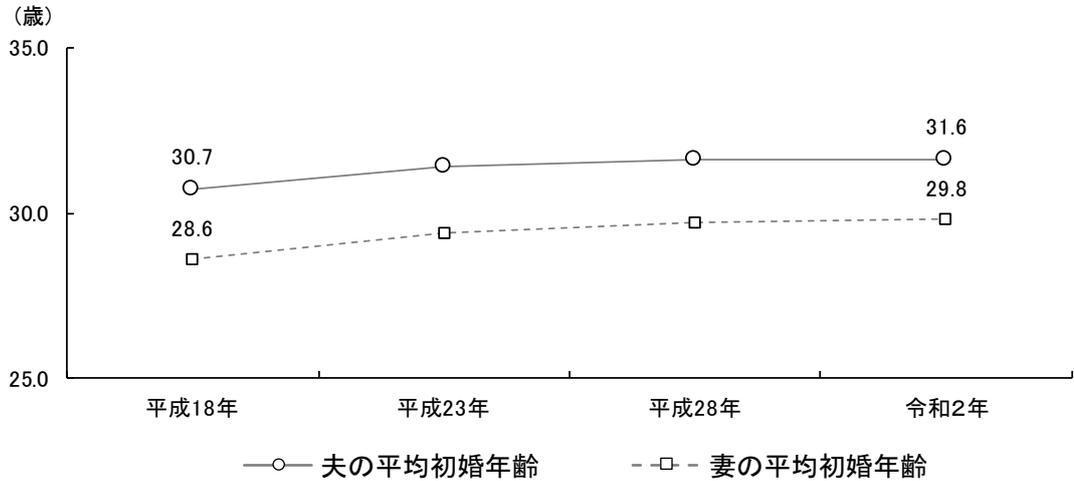
【図2 世帯数及び平均世帯人員の推計（千葉市）】



出典：令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）を基に作成

さらに、平均初婚年齢については、令和2年で男性 31.6 歳、女性 29.8 歳と年々高くなる傾向にあります。

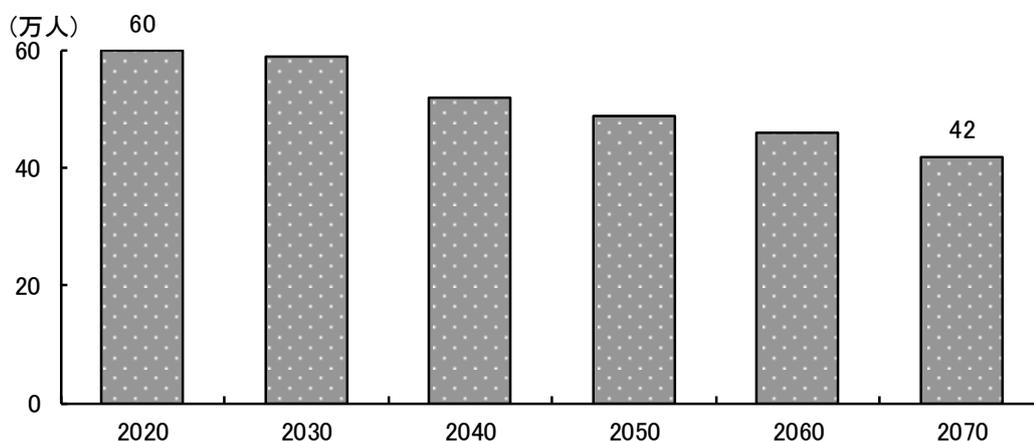
【図3 平均初婚年齢（千葉市）】



出典：千葉市保健統計を基に作成

加えて、生産年齢人口（15-64歳）は継続的に減少し、分野を問わず生産活動に携わる労働力不足が懸念されます。

【図4 生産年齢人口（15-64歳）の見通し（千葉市）】



出典：令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）を基に作成

このように、今後、人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される中で、女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、社会全体として、地域社会の担い手の確保や経済社会の持続可能性向上にもつながっていきます。

また、社会全体の活力を維持するため、希望する者が経済的な不安等を解消して結婚できるようにするとともに、子どもを産み・育てたいと思う人が安心して出産・子育てしやすい環境を整備するなど、市内外から選ばれるまちづくりが必要です。

② 災害等リスクの増大

近年、人間活動の拡大に伴い地球温暖化が進行しており、今後、極端な降水や台風が発生など気温上昇に伴う影響が深刻化することが懸念されます。

千葉市においても、令和元年には台風・大雨により次々と被災し甚大な被害を受けました。

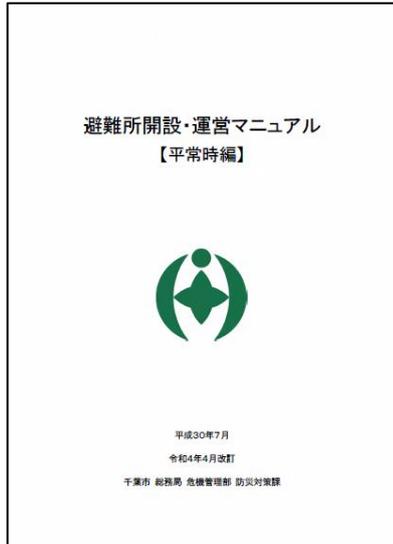
【近年発生した災害】

災害名	被害状況
令和元年房総半島台風 (台風第 15 号)	死 者：2人 負傷者：重傷1人、軽傷 12人 停電に伴う被害（熱中症等）：重症 4人、 軽傷 49人 住家被害：全壊 14件、半壊 245件、 一部破損 6,367件、床上浸水 3件、 床下浸水 4件 避難者数：最大 612人
令和元年東日本台風 (台風第 19 号)	死 者：0人 負傷者：重傷0人、軽傷 4人 停電に伴う被害（熱中症等）：重症 0人、 軽傷 1人 住家被害：全壊 0件、半壊 0件、一部破損 83件 避難者数：最大 2,106人
令和元年 10 月 25 日 大雨	死 者：3人 負傷者：重傷 1人、軽傷 2人 住家被害：全壊 8件、半壊 19件、 一部破損 38件、床上浸水 39件、 床下浸水 78件 避難者数：最大 63人

出典：庁内資料を基に作成

また、千葉市を含む首都圏は、マグニチュード7クラスの地震が発生する可能性が高いとされています。その場合、建物やライフラインへの被害の発生、交通麻痺に伴う帰宅困難者の発生等が強く懸念されます。

このような状況においては、迅速な復旧・復興が可能で、災害に強い地域社会づくり、まちづくりが求められており、そのためには、男女双方の視点を活かした地域社会づくり、まちづくりが行われるとともに、男女双方が防災・復興の主体的な担い手となることが不可欠です。

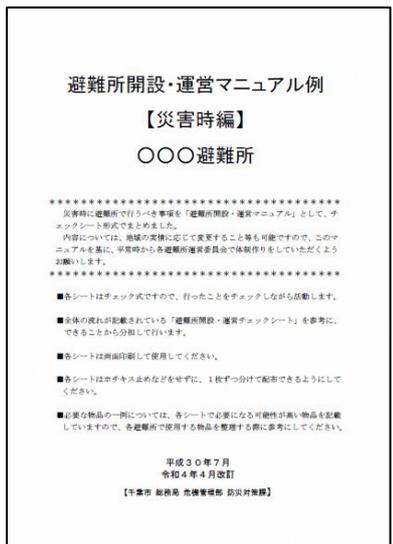


< 避難所開設・運営マニュアル【平常時編】 >

避難所運営委員会が、災害発生時に避難所運営を円滑に行うことができるように、主に平常時に行う活動をまとめたものです。

避難所運営の基本方針や、避難所開設・運営マニュアル作成等の、平常時から準備していくことが記載されています。

男性や女性、LGBTからの視点での配慮等についても盛り込まれています。



< 避難所開設・運営マニュアル例【災害時編】 >

各避難所運営委員会が、避難所開設・運営マニュアルを作成する際の参考とするために千葉市が作成したマニュアル例です。

少なくとも委員の3割以上は女性にすることなどの男女共同参画の視点や、災害時の性別特有のニーズやLGBTのニーズを意識し、避難所運営に反映させるためのチェックシートが盛り込まれています。

さらに、大規模災害の発生時には、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けます。このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化します。

今後も、大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時に男女双方が活躍し、どちらか一方に負担等が集中することがないような体制づくりを推進する必要があります。

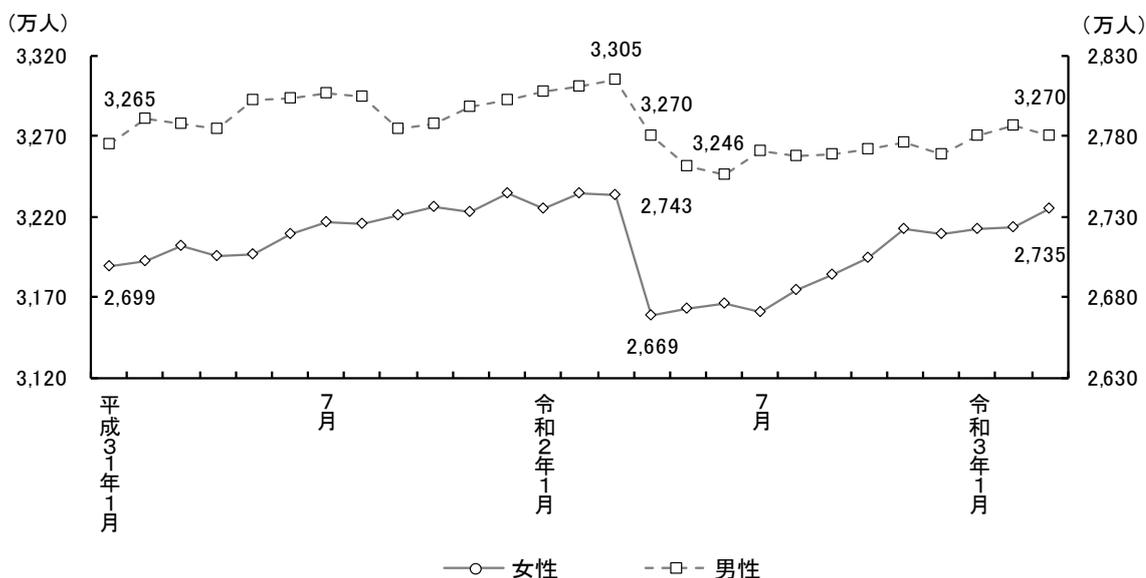
③ 新型コロナウイルス等感染症拡大リスクの増大

令和2年（2020年）、新型コロナウイルス（C o v i d - 1 9）は、グローバルな移動環境を背景に短期間で世界中に伝播し、大都市を中心に感染拡大し経済活動を停滞させるなど、過密都市やグローバル経済の感染症に対する脆弱性を顕在化させました。

こうした課題を克服し、しなやかで質の高い社会経済を構築していくためには、医療体制の充実はもとより、デジタルトランスフォーメーションを推進し、テレワークや在宅勤務、時差出勤などの新しい働き方の普及・浸透も含め、「新たな日常」を通じた、社会経済活動・行政活動の一層の効率化を進めていくことが必要であり、テクノロジーも活用しながら、感染症リスクに対応した新たなライフスタイルを支えるまちづくりを推進することが必要です。

また、男女間においては、行動制限等により、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等が大きく影響を受けたことにより、女性の雇用、所得が、男性に比べて大きく減少するなど、男女間の格差が依然として大きいことが浮き彫りになりました。さらに、生活不安やストレス、外出自粛等の影響により、全国的にDV相談が増加するなど、様々な問題が表面化しました。

【図5 雇用者数の推移（全国）】



出典：内閣府「男女共同参画白書（令和3年度）」を基に作成

④ テクノロジーの進展

今後、テクノロジーの発展とともに幅広い分野におけるAIなどの社会実装が進み、Society5.0 に向けた本格的なデジタル社会に移行していくことが想定されます。

経済活動や社会の規範、人々の価値観・ライフスタイルなど広範囲で変化が加速する中、テクノロジーは生産性向上やインクルーシブな社会の実現など、社会的課題を解決・緩和し、質の高い社会を実現し得る、より一層、重要なツールとなります。

そこで、市民一人ひとりが自分に最適な暮らしを実感でき、多様な主体が地域課題の解決や新たな価値の創造に取り組むことができる社会の実現に向けて、テクノロジーの効用を最大限発揮させる必要があります。そのためには、幅広い主体の連携によるスマートシティの推進とともに、すべての市民がデジタル化の恩恵を享受できる環境を整備することが求められています。

また、多くの産業・職業が、情報技術や電子工学、機械工学と密接に関わるため、この分野における人材育成が求められていますが、全国的に、大学等で理工系分野を専攻する女性や研究者に占める女性が低く、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が必要です。

(2) 国際社会・国・千葉県・千葉市の動き

①国際社会の動き

昭和54年(1979年)に国連で採択された女子差別撤廃条約や、平成7年(1995年)の第4回世界女性会議で採択された北京宣言・行動綱領が事実上の国際基準となり、男女差別の解消に向けた取組みが継続的に展開されています。

また、平成27年(2015年)に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

世界経済フォーラムが令和4(2022)年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」をG7各国で比較すると、平成18年(2006年)に日本とほぼ同順位であったフランスやイタリアがそれぞれ15位、63位と着実に順位を上げる中、我が国は146か国中116位と低迷しているなど、国際社会のスピード感を備えた取組みと比較すると、我が国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっています。

持続可能な開発目標(SDGs)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



②国の動き

平成 11 年（1999 年）に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 12 年（2000 年）に「男女共同参画基本計画」を、その後、5 年ごとに基本計画が策定されており、令和 2 年（2020 年）には現行計画である「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。この計画では、めざすべき男女共同参画社会の形成の促進を図るため、4 つの社会、

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

が改めて提示されています。

また、令和 4 年（2022 年）6 月に決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」の中では、第 5 次男女共同参画基本計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組みの更なる具体化を行うとともに、新たに取り組む事項として、

- ①女性の経済的自立
- ②女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
- ③男性の家庭・地域社会における活躍
- ④女性の登用目標達成（第 5 次男女共同参画基本計画の着実な実行）

を掲げ、速やかに各取組みを進めるとされています。

なお、ジェンダー・ギャップ指数でも課題となっている政治分野では、平成 30 年（2018 年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女それぞれの公職の候補者数について目標を定める等、自主的な取組の努力等が定められています。

③千葉県の動き

平成13年（2001年）3月に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を、その後、数次にわたる策定を経て、令和3年（2021年）には、現在の「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定しています。

県計画では、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指すことを目標とし、あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくりや安全・安心に暮らせる社会づくり、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり等に取り組むなど、千葉県における男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を推進することとしています。

④千葉市の動き

平成3年（1991年）9月に「ちば女性計画・ハーモニープラン」を策定し、数次にわたる策定を経て、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開してきました。

また、平成11年（1999年）12月に、男女共同参画社会形成のための拠点施設として「千葉市女性センター」（平成23年（2011年）4月、「千葉市男女共同参画センター」（以下「男女共同参画センター」という。）に名称変更）を開設しました。

さらに、平成15年（2003年）4月には、「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」を施行し、男女共同参画推進の基本理念や市・市民・事業者の役割、基本的な施策を定めました。

平成28年（2016年）3月には、「ちば男女共同参画基本計画～第4次ハーモニープラン～」を策定し、5つの基本目標を設定するとともに、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組や、配偶者等からの暴力などの人権被害の防止、方針決定の場への女性の参画拡大、ワーク・ライフ・バランスの推進、LGBT（性的少数者）への理解促進と支援など、重要性が増す課題に対応を図ってきました。

3 基本的視点

計画の趣旨と背景を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指すため、第5次プランの策定にあたる基本的視点を次のとおりとします。

(1) あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の視点の確保

男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要です。

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの強化

女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取り組みを強化することが必要です。

(3) 多様な困難を抱える女性に対するきめ細やかな支援

多様な困難を抱える女性に対するきめ細やかな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進めることが必要です。

(4) AI、IoT等の新たなテクノロジーの活用による環境の整備

AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組むことが必要です。

(5) 男女共同参画社会の形成をけん引する人材の育成

男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要であり、特に、次代のリーダーを育成するための若年世代を対象とした取り組みが必要です。

4 位置づけ・期間

(1) 位置づけ

- 本計画は、「ちば女性計画・ハーモニープラン」「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン 21」「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン（平成 23 年度から後期計画として改定）」、「ちば男女共同参画基本計画・第 4 次ハーモニープラン」に次ぐ、千葉市の第 5 次計画です。
- 本計画は、ハーモニー条例第 9 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。
- 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定されている市町村男女共同参画計画にあたることから、千葉市の上位計画である「千葉市基本計画」や他分野の計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して策定しています。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の第 6 条に規定されている市町村推進計画です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく市町村基本計画は、本計画の一部として、「第 3 次千葉市 DV 防止・被害者支援基本計画」を別に定めることとします。

(2) 期間

本計画の期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

ただし、社会経済状況や進捗状況の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 推進体制

(1) 推進体制

男女共同参画社会の形成に向けた取組みは、あらゆる分野にわたることから、全庁的な施策の展開を図ることが重要です。

そのため、本市では、次のような推進体制のもとで本計画を実行します。

① 千葉市男女共同参画推進協議会

男女共同参画に関する市役所内の総合的な企画や、連絡調整等を行う庁内組織です。副市長を会長、市民局長を副会長とし、教育長及び関係局長等を構成員としています。

協議会の下に、生活文化スポーツ部長を幹事長、各局主管課長等を幹事とした幹事会が置かれ、男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図るため、調査協議を行っています。また、幹事会は各局等に男女共同参画推進員を置き、全庁的に男女共同参画の施策を展開しています。

② 千葉市男女共同参画審議会

ハーモニー条例第17条に基づく、基本計画その他の男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するための市長の附属機関です。施策の実施状況について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

③ 千葉市男女共同参画センター

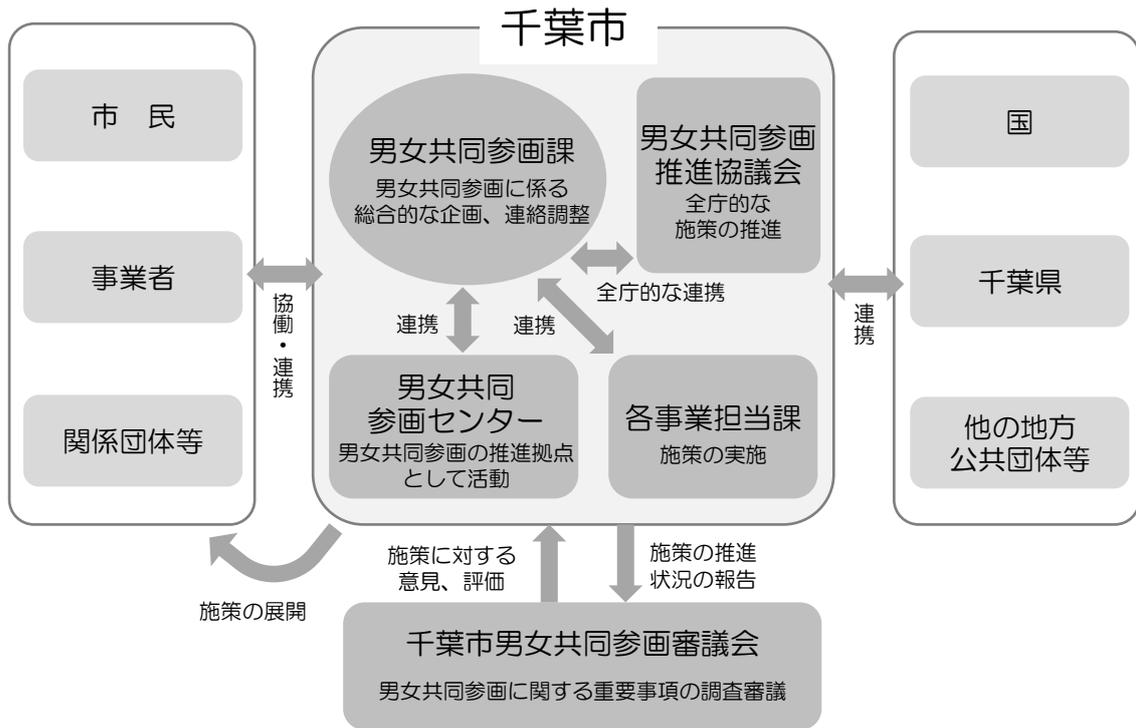
ハーモニー条例第15条に基づく、男女共同参画社会形成のための拠点施設です。

男女共同参画センターでは、男女平等を目指す市民の方の様々な活動や学習を支援するため、「調査・研究」「情報収集提供」「相談」「研修・学習」「交流啓発」の5つの機能を有しています。

(2) 市民や事業者、民間団体、他自治体等との協働と連携

市民や事業者の主体的な取組みを支援し、ともに協力し合うとともに、国や県、他の地方公共団体、民間団体等との幅広い連携を推進します。

【推進体制図】



基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

あらゆる分野に女性が参画し、その能力と個性を十分に発揮することは、少子高齢化と生産年齢人口の減少が進む現代において、豊かで活力ある持続可能な社会の発展に必要不可欠です。そのため、政策・経営方針決定過程や、働く場、地域社会等、あらゆる分野における女性の参画拡大を推進します。

重点施策

政策・経営方針決定過程への女性の参画拡大

行政自らが率先して取り組む姿勢で、市職員の管理職に占める女性の割合や、附属機関の女性委員等、政策・経営方針決定過程に関わる女性の割合を引き上げるため、女性が当該立場に就く機会を積極的に提供するなど、意思決定の場への女性の参画を拡大し、男女双方の意見が市政に反映されるよう取り組むとともに、市内事業所における女性の活躍を促進します。

指標

項目	現状値	目標値
市職員の管理職に占める女性割合	24.5% ※教職員含む (令和4年4月1日)	30% (令和7年度)
附属機関の女性委員の割合	31.1% (令和4年4月1日)	40%以上 60%以下 (令和9年度)
えるぼし認定を受けた市内企業数	20社 (令和4年7月末)	40社 (令和9年度)
町内自治会役員に占める女性の割合	31.9% (令和4年4月1日)	40%以上 60%以下 (令和9年度)

参考値

項目	現状値
千葉県の男女別労働者の1時間当たり平均所定内給与額格差（一般労働者（女性））※	78.6% （令和2年）

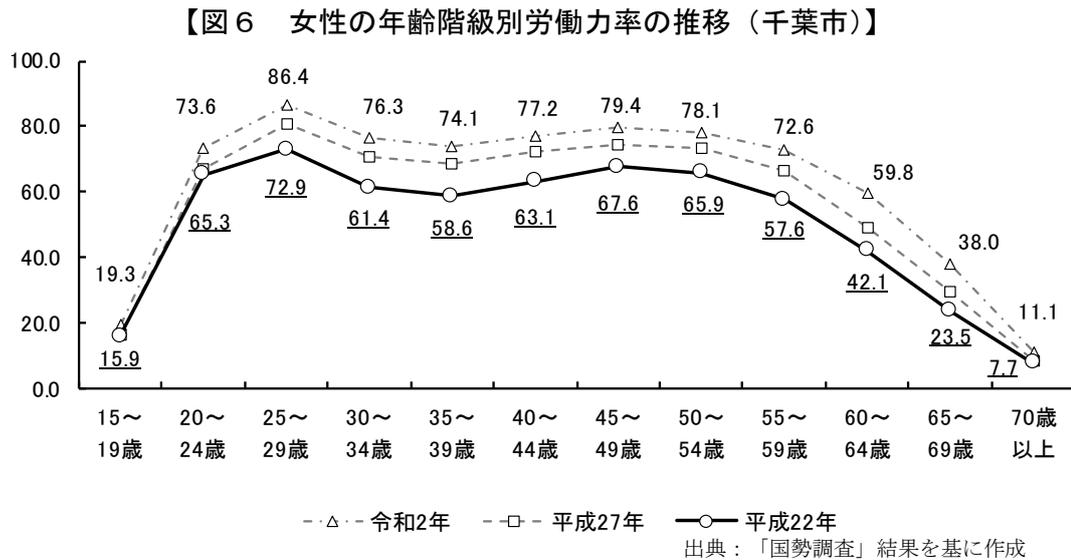
※男性一般労働者の1時間当たり平均所定額を100として、女性一般労働者の1時間当たりの平均所定内給与額の水準を算出したもの。

施策の方向性(1) 政策・経営方針決定過程への女性の参画拡大

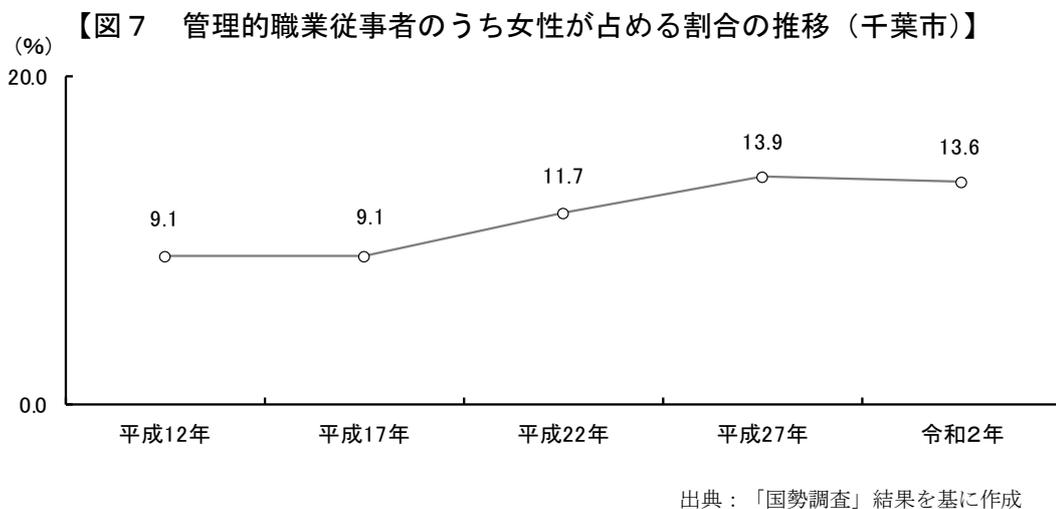
【現状と課題】

経済分野においては、結婚・出産期にあたる30代を中心に、働く女性が一時的に減少するいわゆるM字カーブ問題は解消に向いつつあります。

千葉市においても、育児期にある女性（35-39歳）の労働力率は、平成22年度には58.6%であったものが、令和2年度には74.1%となり、増加傾向にあります。



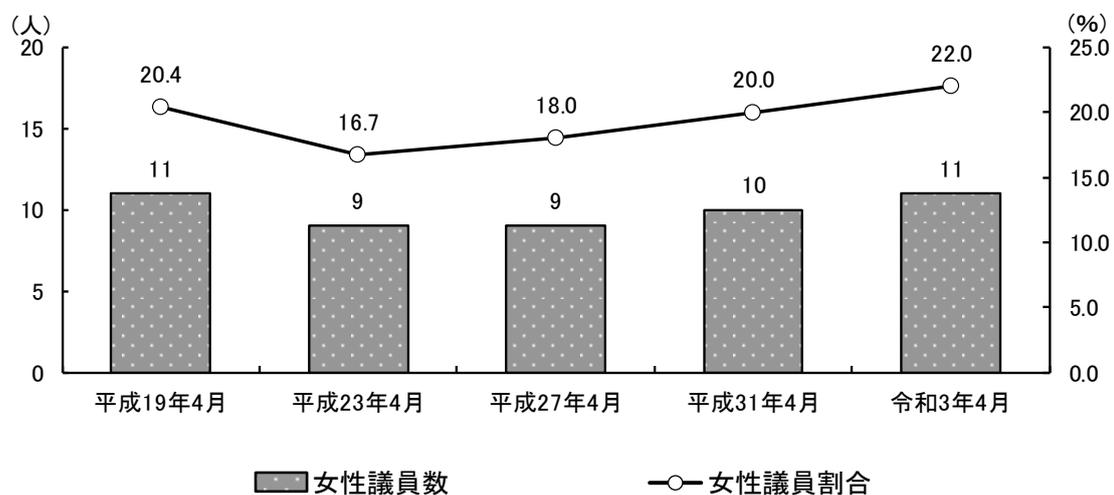
しかし、役員や管理職等の意思決定層への女性の登用は不十分で、令和2年度の国勢調査によると、千葉市における管理的職業従事者のうち、女性が占める割合は13.6%にとどまっています。



また、政治分野については、女性の参画が全国的に非常に遅れた分野です。国の「第5次男女共同参画基本計画」では、「統一地方選挙の候補者に占める女性の割合」の目標として2025年に35%という数値(※)が掲げられましたが、千葉市の市議会議員に占める女性議員の割合は、平成27年から増加はしているものの、令和3年4月現在で22.0%と、いまだに少ない状況となっており、さらなる活躍が必要です。

そのため、政治分野と経済分野のいずれにおいても方針決定過程への女性の参画拡大を進め、男女双方の意見が明確に反映されるよう、積極的格差是正措置を含めたあらゆる取組みを進める必要があります。

【図8 千葉市議会女性議員数および女性割合の推移】



出典：千葉市議会事務局資料を基に作成

※国が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。

【具体的事業】

①政治・行政分野における女性の参画拡大

事業名	事業内容	所管課
女性職員の登用促進	市政運営への女性職員の参画を促進する。	人事課
職域拡大の推進	男女に偏りのない（性別による差別のない）職員の配置を推進する。	人事課
市職員に対する研修の充実	内部及び外部講師により、「男女共同参画」に対する理解度や意識の向上が図れるような研修や、女性職員のキャリア形成を支援する研修を実施する。	人材育成課
附属機関への女性委員の登用促進	附属機関の委員選任にあたり、所管課と事前協議を行い、女性委員の登用を促進する。	男女共同参画課
女性リーダーの育成	次代を担う女性リーダーを育成するため、市内の女子学生（中学生・高校生）を対象に女性の能力の開発・発揮のための支援を実施する。	男女共同参画課
子ども議会	千葉市の将来を担う子どもたちが、千葉市の現状と課題について話し合い、その解決に向けた具体的な提案を行う中で、千葉市民としての意識を高める。	教育指導課
生徒会交流会	各校の特色ある生徒会活動や運営上の課題などについてオンラインで情報交換や話し合いを行い、学校間の交流を図るとともに、自校の生徒会活動を充実・発展させるための機会とする。	教育指導課
小学校模擬選挙	若者の政治への関心の低さや選挙離れが課題となっている中、子どもの頃から実際の選挙と同様の体験をすることにより、政治や選挙への関心を高めることを目的として実施する。	選挙管理委員会

②事業所における女性の活躍推進

事業名	事業内容	所管課
事業所等における研修の支援	出前講座や講師派遣、資料の提供など、事業所等における研修を支援し、女性活躍の重要性を事業所等へ周知・啓発する。	男女共同参画課
女性活躍推進アドバイザー派遣	市内事業所における女性活躍を推進するため、アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、一般事業主行動計画の策定や職場環境の整備に向けた助言・提案等を行う。	男女共同参画課

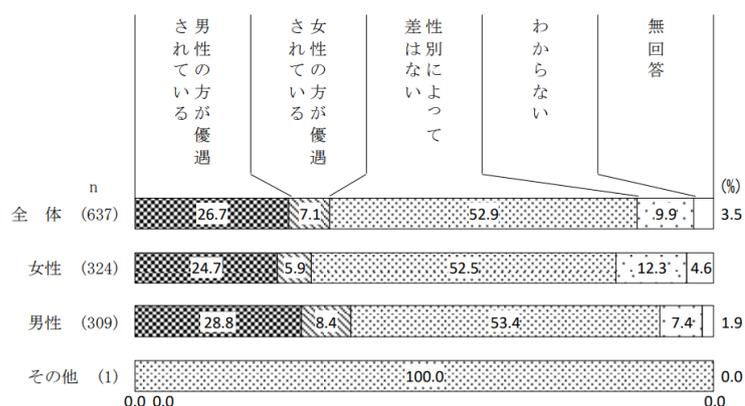
施策の方向性(2) 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女がともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択し、活力ある社会を実現するためには、働く場において、全ての方が能力を発揮できる環境づくりが必要です。しかし、性別等を理由に、本来の能力・資質・成果が正当に評価されず、管理職への登用や昇進等を阻まれる状態（ガラスの天井）の問題や、男性と女性が同じ組織で働いていても、職務や職責が異なること等から、女性はより低賃金となる傾向があることが指摘されています。

令和3年度「千葉市男女共同参画に関する意識調査」（以下、「令和3年度調査」という。）によると、「あなたは、今の職場では性別によって扱いに差があると思いますか。」との質問で、26.7%の方が「男性の方が優遇されている」と回答するなど、男女の扱いに違いがあることがうかがえます。

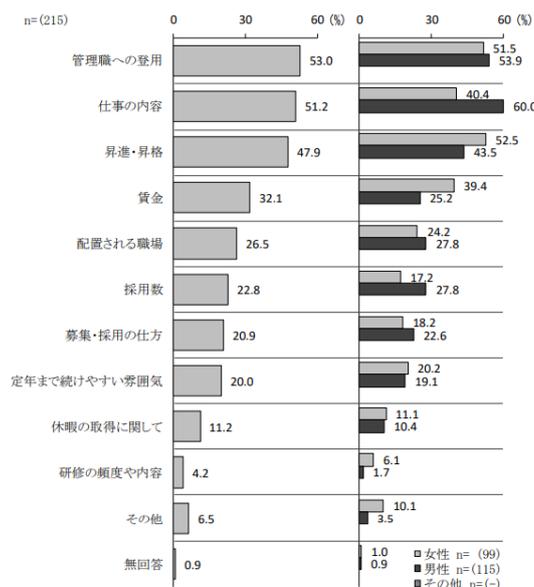
【図9 職場における性別の扱いの差の有無についての意識（千葉市）】



出典：千葉市令和3年度「男女共同参画に関する意識調査」より

また、「扱いに差があると思うのは具体的にどのようなことですか。」との質問では、「管理職への登用」の割合が 53.0%と最も高く、次いで「仕事の内容」の割合が 51.2%、「昇進・昇格」の割合が 47.9%、「賃金」の割合が 32.1%と続き、職場のあらゆる場面で差別的待遇が存在していることがうかがえます。

【図 10 性別による扱いの差の内容について（職場）（千葉市）】



出典：千葉市令和3年度「男女共同参画に関する意識調査」より

働く場において、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会等の男女差別をなくし、性別による役割分担意識にとらわれることなく個人が能力を発揮できるように、あらゆる場面で女性に機会を積極的に提供するなど、男女共同参画の視点を一層広げていく取組みが必要です。

また、子育て・介護等により離職した方の再就職への支援や、起業など雇用によらない働き方への支援、農業等の分野における女性が働きやすい環境整備の支援を行うなど、様々なかたちで女性が能力を発揮できる社会づくりへの取組みが必要です。

【具体的事業】

①職場における男女の機会均等及び賃金格差の是正

事業名	事業内容	所管課
事業所等における研修の支援	出前講座や講師派遣、資料の提供など、事業所等における研修を支援し、女性活躍の重要性を事業所等へ周知・啓発する。	男女共同参画課
男女雇用機会均等法など法律や制度の周知	男女共同参画センターにおいて、講演会や講座、情報誌などにより、情報提供を行い、雇用分野の法制度を周知する。	男女共同参画課
労働相談の実施	労働条件、社会保険・年金、職業訓練、パートタイムなど労働に関する悩み等について、労働相談員によるアドバイスや関係機関の紹介など、解決のための相談を行う。	雇用推進課

②女性の再就職等の支援

事業名	事業内容	所管課
キャリア形成や自己表現等に関する講座の開催	男女共同参画センターにおいて、キャリアやライフプラン、自己表現など職業能力を開発・向上させる講座を開催する。	男女共同参画課
女性への再就職支援	男女共同参画センターにおいて、再就職に関する講座や情報提供、相談を行い、結婚や育児などで退職した人の再就職を支援する。	男女共同参画課
女性への就労支援	結婚、出産、子育てなどで離職した女性を含む求職者を対象に、就職に役立つセミナーを開催する。	雇用推進課
ふるさとハローワーク	ハローワークの求人検索システムによる職業紹介と、市の就労・生活相談をワンストップで対応することにより、就労を支援する。 また、求職者に履歴書・職務経歴書の書き方指導や職業適性、面接の対処方法などの個別指導を行う。	雇用推進課

③起業など雇用によらない働き方等への支援

事業名	事業内容	所管課
女性のための起業準備セミナー	男女共同参画センターにおいて、女性の起業を支援するための講座を開催する。	男女共同参画課
コミュニティビジネスの支援	コミュニティビジネスの情報提供及びシンポジウムなどを通じて普及啓発に努める。	産業支援課
資金調達支援	新事業創出に向けた起業資金調達支援を行う。	産業支援課
スタートアップ支援の強化	スタートアップ期にある事業者を支援するため、経営知識等の習得等の支援を行う。	産業支援課
インキュベート施設の管理運営	専任のコーディネーターによる、将来性のあるビジネスプランを有する創業者を支援する。	産業支援課
相談・助言事業	新たに創業を志す者に対して、企業の立ち上げにあたり必要となる情報を提供したり、様々な課題の解決を支援するために、窓口相談を行う。	産業支援課
農業経営における家族経営協定締結の支援	家族の話し合いに基づいた経営方針や役割分担、就業条件、就業環境（労働時間、報酬等）などについての取り決めである家族経営協定の締結を支援する。	農地活用推進課

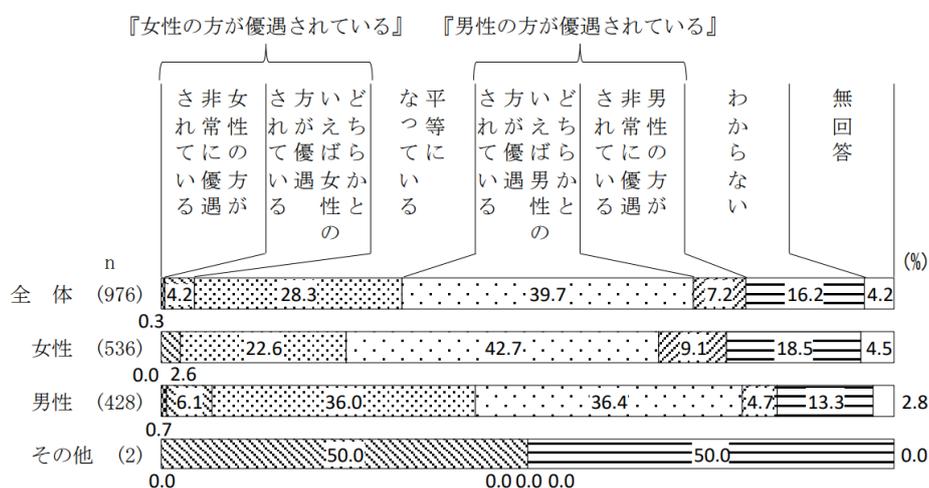
施策の方向性(3) 男女がともに担う地域社会づくり

【現状と課題】

地域社会を、活力があり持続可能なものとするためには、地域社会づくりにおいて男女双方の意見を反映させることや、性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりへの取り組みが必要です。

しかし、令和3年度調査によると、地域社会における男女の地位について、「男性の方が優遇されている」と回答した割合は46.9%と、「平等になっている」と回答した割合の28.3%を大きく上回るなど、地域社会において男性が優遇されている状況がうかがえます。

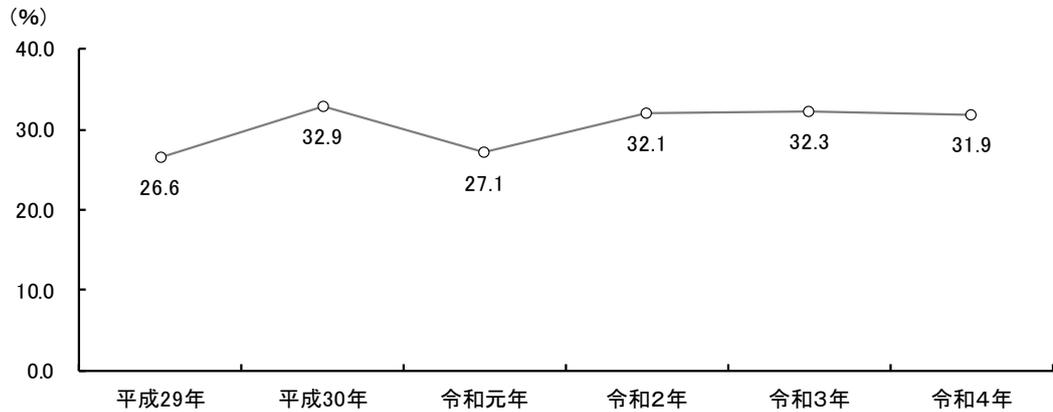
【図 11 男女の地位についての意識（地域社会）（千葉市）】



出典：千葉市令和3年度「男女共同参画に関する意識調査」より

また、町内自治会役員に占める女性の割合は、30%前後に留まっており、いまだに男性が多い状況が続いています。

【図 12 町内自治会役員に占める女性の割合（千葉市）】



出典：庁内資料（各年4月現在）を基に作成

地域は生活の本拠であり、男女がともに地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることが必要です。

そのため、地域社会においても男女共同参画の視点に立ち、女性に機会を積極的に提供するなど、男女ともに担う地域社会づくりへの取り組みが必要です。

【具体的事業】

①地域の各種団体への女性の参画促進

事業名	事業内容	所管課
地域活動団体における女性役員の就任促進	市政や地域のまちづくりにおいて、女性の視点がさらに取り入れられるように、地域活動団体における女性役員の増加を図る。また、地域活動における女性の参画について普及啓発し、市民の理解を深める。	市民自治推進課 男女共同参画課

基本目標 Ⅱ 安全・安心で自分らしい暮らしの実現

男女共同参画社会の実現のためには、性別に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、安全・安心で自分らしい暮らしができる環境が必要です。

そのため、暴力やセクシュアルハラスメント、性犯罪の防止や被害への対応など、安全に暮らせる環境づくりへの取組みや、家庭や経済状況など個人の置かれた環境により、孤立したり、排除されたりすることなく、安心して暮らせる環境づくりへの取組み、性別や、性的指向・性自認、国籍等に関わらず、自分らしく暮らせる環境づくりへの取組みを進めます。

また、男女がともに生涯にわたり健康的に生きられるための取組みや、災害時や復興の局面においても、男女がともに安全・安心に暮らせるための取組みを進めます。

重点施策

・配偶者等からの暴力の防止と被害への対応

特に、配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現にとって大きな障壁となるものです。そのため、この計画の一部として、別に「第3次千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を定め、取組みを推進します。

・多様性を尊重した暮らしやすい環境づくり

男女の性別に限らず、性的指向・性自認、国籍などに関わらず安心して暮らせるよう、理解の促進や環境作り、必要な支援に取り組みます。

指標

項目	現状値	目標値
ひとり親家庭の母又は父が就職に役立つ資格取得後等に就職につながった人数	14人 (令和3年度)	20人 (令和9年度)
学校や職場内の人々が、LGBT(性的少数者)だった場合、これまでと変わりなく接することができると思う人の割合	56.6% (令和3年度)	75% (令和9年度)
子宮けいがん検診受診率	47.9% (令和元年度 国民生活基礎調査)	目標値は次期「健やか未来都市ちばプラン」にて設定
乳がん検診受診率	57.7% (令和元年度 国民生活基礎調査)	目標値は次期「健やか未来都市ちばプラン」にて設定
消防局吏員に占める女性割合	4.3% (令和4年4月1日)	5.0% (令和8年度当初)

施策の方向性(1) 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応

本計画の一部として別に定める「第3次千葉市 DV 防止・被害者支援基本計画」で記載しますので、そちらをご参照ください。

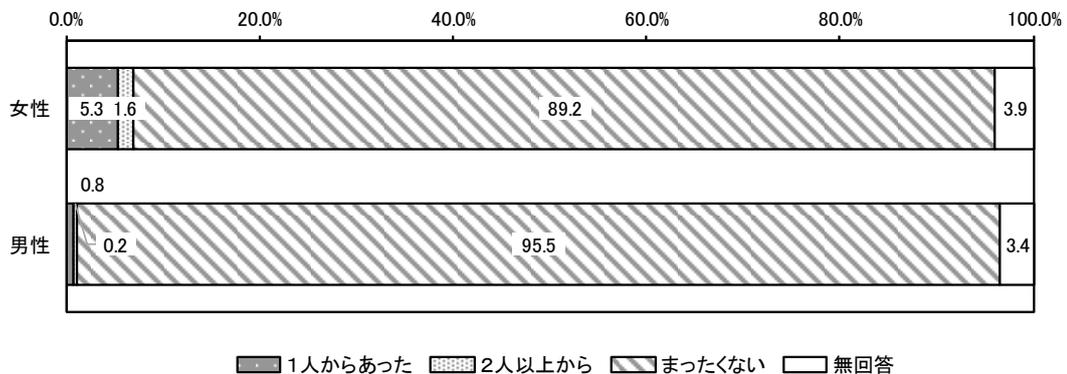
施策の方向性(2) セクシュアルハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応

【現状と課題】

性犯罪・性暴力や、セクシュアルハラスメント等は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

しかし、令和2年度の内閣府の調査によると、無理やりに性交等された被害経験のある女性は約14人に1人になっており、依然として深刻な状況です。

【図13 無理やりに性交等をされた被害経験（全国）】

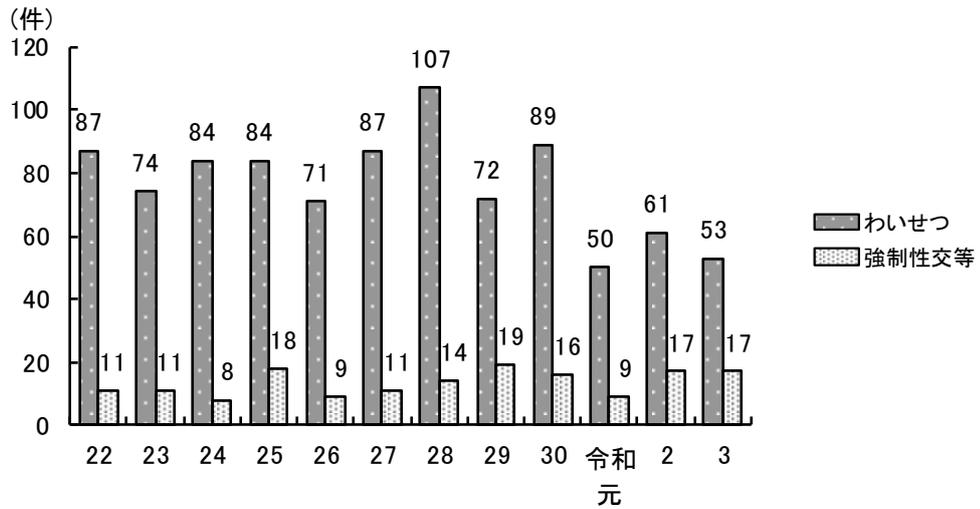


出典：内閣府男女共同参画白書（令和3年版）を基に作成

また、性暴力被害について、女性の6割程度、男性の7割程度が、誰にも相談していない状況です。

千葉県警察の「犯罪統計」（各年確定値）によると、千葉市内の強制的性交等の認知件数は毎年15件程度、わいせつは50件以上となっており、本市においても、性犯罪が継続して発生している状況です。

【図 14 性犯罪の発生状況（認知件数）（千葉市）】



出典：千葉県警「犯罪統計」を基に作成

性犯罪・性暴力や、セクシュアルハラスメント等は被害者の尊厳や人格を傷つける許されない行為であり、人権侵害防止のための啓発や相談体制の充実、被害者支援への取組みが必要です。

【具体的事業】

①セクシュアルハラスメントの防止と被害への対応

事業名	事業内容	所管課
セクシュアルハラスメントに関する啓発や情報提供	男女共同参画センターにおいて、セクシュアルハラスメントについて、情報誌等による情報提供や講座の開催などを行う。	男女共同参画課
パープルリボンキャンペーンの実施	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為など、女性に対する人権侵害防止のための啓発を行う。	男女共同参画課 こども家庭支援課

②性犯罪等に対する安全対策

事業名	事業内容	所管課
性暴力被害者の支援	性暴力被害の予防と被害者支援のため、性暴力被害者支援センターの事業経費を助成する。	男女共同参画課
性犯罪等の防止と被害者への支援に関する情報提供	性犯罪等の防止や被害者の支援に関する情報提供などを行う。	男女共同参画課
パープルリボンキャンペーンの実施 〔基本目標Ⅱ- (2) -①の再掲〕	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為など、女性に対する人権侵害防止のための啓発を行う。	男女共同参画課 こども家庭支援課

③男女平等や人権侵害に関する幅広い相談事業の充実

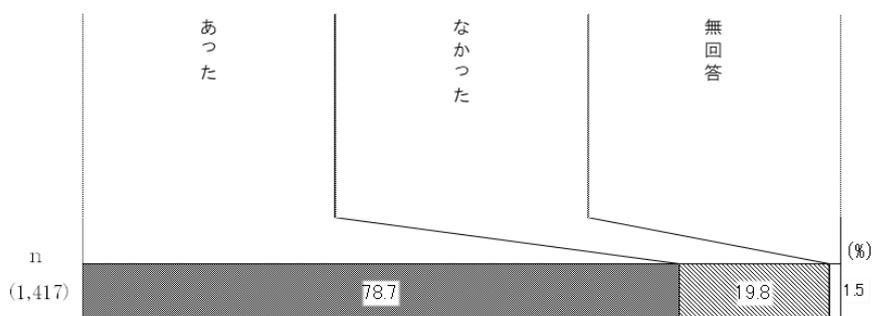
事業名	事業内容	所管課
ハーモニー相談の実施	男女共同参画センターにおいて、電話や面接により、女性の悩みや不安について、女性の専門相談員による相談を行う。	男女共同参画課
男性相談の実施	電話・インターネットにより、男性の悩みや不安について、男性の専門相談員による相談を行う。	男女共同参画課

施策の方向性(3) 男女共同参画の視点に立った、 困難を抱える方への支援

【現状と課題】

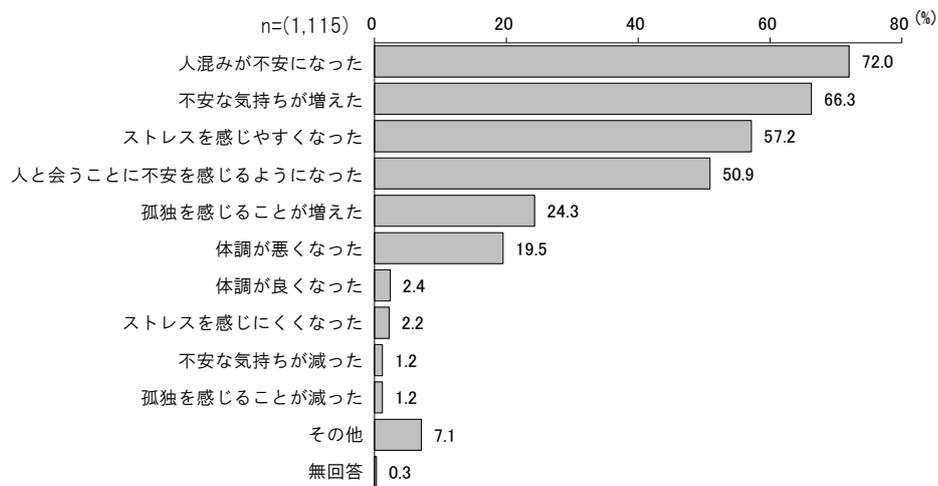
雇用上の男女の違い等を背景として、女性は貧困等、より生活上の困難に陥りやすいと言われてしています。新型コロナウイルス感染症拡大は、女性に非正規労働者が多いこと等を背景に、女性により大きな経済的影響を与えました。また、令和3年度「千葉市コロナ下における社会とのつながりに関する実態調査」によると、女性の78.7%が感染症拡大下での心身の変化が「あった」と回答し、そのうち、6割以上の方が、「人混みが不安になった」、「不安な気持ちが増えた」、「ストレスを感じやすくなった」と回答するなど、心の面でも大きな影響があることがうかがえます。

【図 15 感染症拡大下での心身の変化（千葉市）】



出典：千葉市令和3年度「千葉市コロナ下における社会とのつながりに関する実態調査」より

【図 16 感染症拡大下での心身の変化の内容（千葉市）】

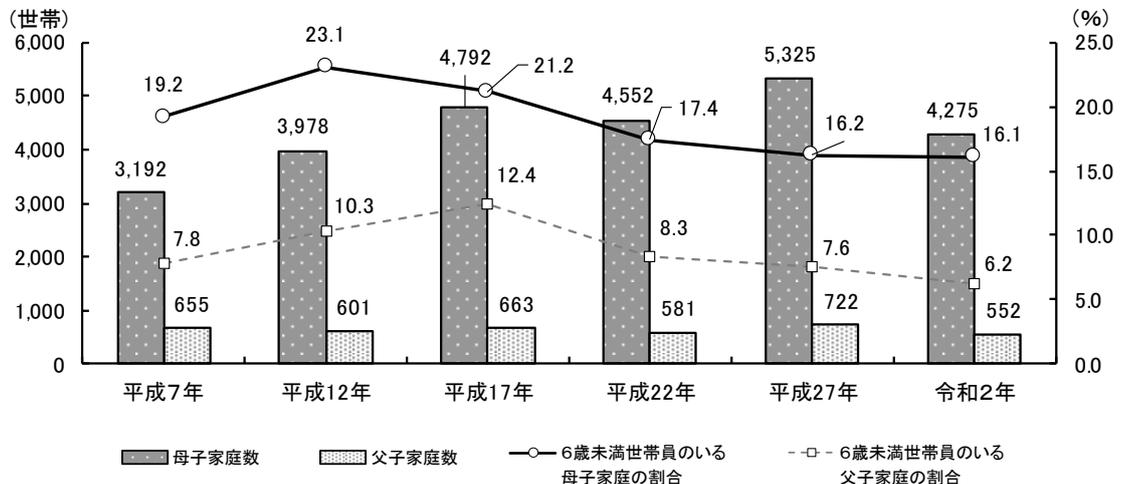


出典：千葉市令和3年度「千葉市コロナ下における社会とのつながりに関する実態調査」より

そのため、経済面での支援に加え、様々な困難や不安を抱える女性に寄り添ったきめ細かな支援が必要です。

さらに、令和2年度の本市の母子家庭数は、4,275世帯と、父子家庭の552世帯と比較して圧倒的に多い状況ですが、2019年国民生活基礎調査によると、「子どもがいる現役世帯」の世帯員のうち「大人が一人」の世帯員の相対的貧困は48.3%で、「大人が二人以上」の世帯員の11.2%と比べて貧困率が高い状況であるなど、ひとり親家庭は、経済的に不安定な傾向にあり、就業支援など生活基盤の確立を促進する必要があります。

【図 17 母子・父子家庭の世帯数等（千葉市）】



出典：千葉市「千葉市統計書」を基に作成

加えて、性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、高齢であること等を理由に社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあるため、各支援制度の狭間に落ちないように配慮が必要です。

【具体的事業】

①ひとり親家庭の自立支援

事業名	事業内容	所管課
母子・父子自立支援員事業	生活・育児・福祉資金の貸付等についての相談に応じる。	こども家庭支援課
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親を対象に暮らし方・育児などについてのひとり親向け研修講座を「生活支援講習会事業」として実施する。平日や昼間に育児や生活一般に関することなどについて、相談する時間がつくれない方のために電話相談を実施する。	こども家庭支援課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	市とハローワークが連携し、就業相談や就労に関する情報を提供する。就業に結びつきやすい資格取得のための講習会を実施する。	こども家庭支援課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の保護者に対し、保険診療の範囲内で、医療費の助成を行う。	こども家庭支援課
自立支援訓練給付金事業等	就業に役立つ各種講座の受講や専門的資格取得のため、「自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」「高等職業訓練修了支援給付金」の母子家庭等自立支援給付金事業を実施する。	こども家庭支援課
子育て短期支援事業	保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により、家庭での養育ができない場合に一時的に児童福祉施設等で養育を行う（ショートステイ）。また、保護者が仕事等で平日の夜間又は休日に不在となる場合に児童福祉施設等で児童を預かる（トワイライトステイ）。	こども家庭支援課

②貧困や孤独・孤立など困難を抱える女性への支援

事業名	事業内容	所管課
女性のためのつながりサポート事業	孤独・孤立で不安を抱える女性が社会との絆やつながりを回復することができるよう、女性に寄り添ったきめ細かな相談支援を行う。	男女共同参画課
生活困窮者自立支援の促進	生活自立・仕事相談センターにおいて生活の不安に関する相談支援や自立・就労サポートセンターにおいて求人情報の提供、職業紹介及び就職までのサポートを行う。また、生活困窮家庭の子どもへの学習・生活支援を実施する。	保護課
障害者基幹相談支援センター	障害者、障害児、障害児の保護者及び障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する。	障害福祉サービス課
障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)及び身体障害児の地域における生活を支えるため、これらの者の保護者や介護者が、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、療育支援体制を充実させることにより、これら障害児等及び保護者等の福祉の向上を図る。	障害福祉サービス課
精神保健福祉相談事業	各区保健福祉センター健康課、こころの健康センター等において、嘱託医、精神保健福祉相談員、保健師による精神保健福祉に関する相談、訪問支援等を行う。	精神保健福祉課

③非正規雇用から正規雇用への転換の支援

事業名	事業内容	所管課
ふるさとハローワーク 〔基本目標Ⅰ-(2)-②の再掲〕	ハローワークの求人検索システムによる職業紹介と、市の就労・生活相談をワンストップで対応することにより、就労を支援する。 また、求職者に履歴書・職務経歴書の書き方指導や職業適性、面接の対処方法などの個別指導を行う。	雇用推進課

施策の方向性(4) 多様性を尊重した暮らしやすい環境づくり

【現状と課題】

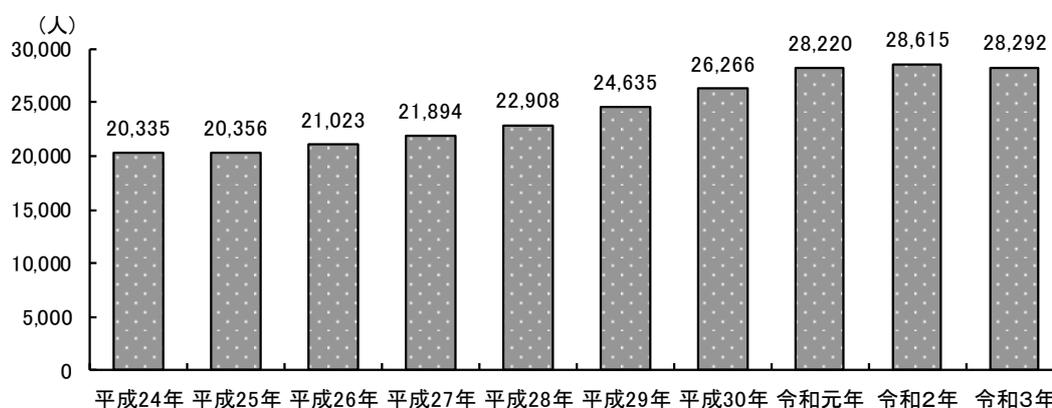
今まで以上に新たな価値の創造や生産性を向上させることにより、より豊かな社会を構築していくため、多様性を活かしたインクルーシブなまちづくりの推進が求められており、そのためには、一人ひとりが違いを認め、多様性を尊重し、それぞれが個性や能力を活かして自分らしく活躍できる社会を構築しなければいけません。

そのためには、性別、性的指向、性自認、国籍等の違いによる多様性を尊重し、受け入れる共生意識を育むことが必要です。

本市の外国人市民数は、令和3年12月末で28,292人と平成24年12月末の約1.4倍で、人口の約2.9%を占めるなど増加傾向にあり、今後のまちづくりには、多文化共生の視点や多様性の尊重が求められます。

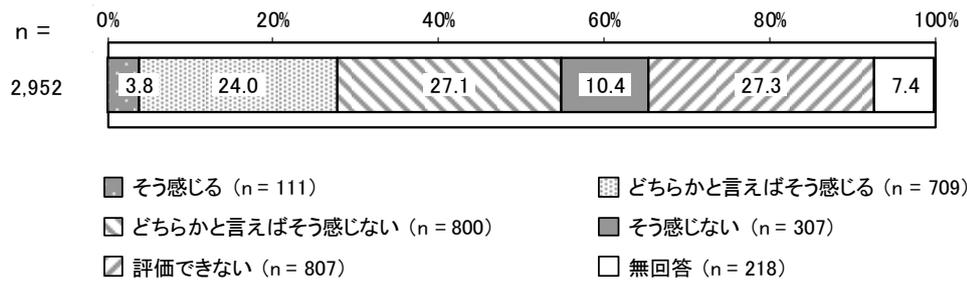
しかし、令和3年度千葉市「まちづくりアンケート調査」によると、市内に外国人と日本人がともに暮らしやすい環境があるかについては、「そう感じる」の割合が27.8%、「そう感じない」の割合が37.5%となっています。

【図 18 外国人市民数（千葉市）】



出典：区別外国人住民数（国別・地域別）（各年12月末現在）を基に作成

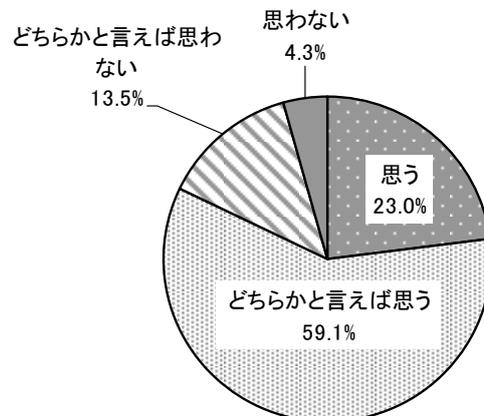
【図 19 市内に外国人と日本人がともに暮らしやすい環境があると感じるか】



出典：令和3年度千葉市「まちづくりアンケート調査結果報告書」を基に作成

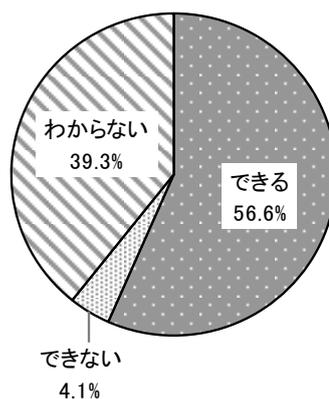
また、本市の意識調査において「LGBT（性的少数者）に関して社会的な意識が高まっていると思う人の割合」は、平成27年度74.0%から令和3年度82.1%と上昇しましたが、「学校や職場内の人々が、LGBT（性的少数者）だった場合、これまでと変わりなく接することができると思う人の割合」は、平成27年度60.7%から令和3年度56.6%と減少するなど、課題が残っていることがうかがえます。

【図 20 LGBT（性的少数者）に関して社会的な意識が高まっていると思う人の割合（千葉市）】



出典：千葉市「2021年度WEBアンケート調査報告書」を基に作成

【図 21 学校や職場内の人々が、LGBT（性的少数者）だった場合、これまでと変わりなく接することができると思う人の割合（千葉市）】



出典：千葉市「2021年度WEBアンケート調査報告書」を基に作成

そのため、理解の促進や環境作りなど、多様性を尊重した暮らしやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

【具体的事業】

①多様な性への理解促進

事業名	事業内容	所管課
市民に向けた多様な性への理解促進	多様な性への理解促進のため、男女共同参画センターにおいて講座を開催する。	男女共同参画課
公的証明書における性別欄の廃止	公的証明書類における性別記載の廃止や記載の有無を選択できるよう取り組む。	男女共同参画課
学校における多様な性への理解促進	学校現場においてより適切な支援を実施するため、管理職を中心として教職員向けに多様な性への理解促進のための研修を実施する。	教育指導課

②LGBT への支援

事業名	事業内容	所管課
LGBT (性的少数者) 相談窓口	性の多様性について理解のある相談員が、LGBT の方はもちろん、その周囲の方からの相談を受け、適切に対応する。	男女共同参画課
LGBT 交流・居場所づくり事業	当事者の方々が、孤立せず、悩みや情報を共有できるよう、交流事業を行う。また、当事者及び支援者が気軽に集えてコミュニケーションや情報交換などができる場を設ける。	男女共同参画課
パートナーシップ宣誓制度の充実	同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとする二者のパートナーシップの宣誓を証明する「パートナーシップ宣誓制度」を運用するとともに、その証明を活用出来る場面が増えるよう働きかけを行う。さらに、自治体間連携を促進し、住民異動の際の事務手続き負担を軽減する。	男女共同参画課

③固定的性別役割分担意識の解消

事業名	事業内容	所管課
男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する講座を開催する。	男女共同参画課
広報イラスト等への配慮	市の広報物を作成する際に、固定的性別役割分担意識にとらわれたイラスト等を使用しないよう、庁内に対し、周知・啓発を行う。	男女共同参画課
男性保育士の活躍推進	男性がより積極的に育児にかかわる機運を醸成するとともに、保育の質の向上及び子どもたちの健全な成長を促進するため、公立保育所において、男性保育士等が働きやすい執務環境を整備する。	幼保支援課 幼保運営課

④国籍に関わらず市民が安心して暮らせる環境づくり

事業名	事業内容	所管課
各種情報誌制作事業	生活に役立つ情報や各種手続きに関する記事を掲載したリーフレットを発行する。	国際交流課
外国人市民懇談会	外国人市民から、市政に対する意見・要望を聴取する。	国際交流課
地域日本語教育の推進	令和2年度3月に策定した「千葉市地域日本語教育推進計画」に基づき、生活者としての外国人が身近な地域で日本語を学ぶことができる体制を整備する。	国際交流課
外国人市民の人権侵害に対する取組み	配偶者等からの暴力や性犯罪等の被害者支援などに関する外国語パンフレット等により、情報提供を行う。	国際交流課 男女共同参画課 こども家庭支援課
公立夜間中学校の設置・運営	様々な理由により義務教育を修了できなかった方や本国等で十分な教育を受けられなかった外国籍の方等の教育を受ける機会を実質的に保障するため、公立夜間中学を設置・運営する。	企画課

⑤多文化共生の推進

事業名	事業内容	所管課
国際交流プラザの管理運営	多文化共生や国際理解推進拠点である国際交流プラザ管理を行う。	国際交流課
テクノロジーを活用した多文化共生の実現	各区役所及び各区保健福祉センターにタブレット端末を配置し、多言語翻訳アプリ（VoiceTra等）やビデオ通話アプリ（国際交流協会の外国語相談員と繋ぐ）等を介して、外国人市民と意思疎通が図れるように環境を整備する。	国際交流課

⑥ダイバーシティの推進

事業名	事業内容	所管課
千葉市多様性を活かしたまちづくり条例の制定・推進体制の強化	全庁を統括する組織を整備し、庁内の推進体制を強化する。併せて、庁内の理解を深めるため、人権啓発推進員（各課1名を選出）を対象とした研修を実施する。	男女共同参画課

施策の方向性(5) 生涯にわたる健康づくりの促進

【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、健康でいきいきと暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために重要な要件となります。人生100年時代を見据え、健康寿命の延伸が課題となっており、市民のヘルスリテラシー（健康について最低限知っておくべき知識）の向上を図り、一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、取り組めるよう支援することが必要とされています。

令和3年度調査によると、男女共同参画社会を実現するために、千葉市の果たすべき役割で重要なことについて、「母性保護や生涯にわたる健康づくりを支援する」を「非常に重要」と「やや重要」をあわせた「重要」と回答した方の割合は77.1%となっています。

生涯にわたる女性の健康づくりについて、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージごとに大きく変化するという特性があることから、ライフステージに応じた健康の保持やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を踏まえた支援が必要です。

【具体的事業】

①性や健康に関する知識の普及啓発

事業名	事業内容	所管課
性や健康に関する情報提供や講座の開催	性や健康、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい知識を習得するために情報提供を行う。また、男女共同参画センターにおいて、更年期など性や健康に関する講座を開催する。	男女共同参画課
思春期保健対策事業	思春期の子ども及びその親に対して、生命の尊厳について学び、父性母性の涵養を図ることを目的とし、赤ちゃんとふれあう体験学習を実施する。また、思春期の心とからだの発達とその特徴、対応について知識の普及及び相談を実施する。	健康支援課
プレコンセプションケアの推進	男女を問わず将来の妊娠・出産等のための健康管理を促す取り組みを行う。	健康支援課
エイズ対策推進事業	エイズに関する正しい知識の普及啓発、高等学校等におけるエイズ予防に関する講演会への講師派遣、HIV等抗体検査及びエイズ相談カウンセリングを実施する。	医療政策課
学校における保健学習・指導の充実	児童生徒の健康課題に対応するため、性教育等、自他ともに大切にする教育を実施する。	保健体育課

②性や健康に関する支援と性差に考慮した医療の推進

事業名	事業内容	所管課
女性の健康支援事業	女性特有の健康問題について、助産師等による健康相談を実施するとともに、知識の普及啓発を図る。	健康支援課
がん検診の受診率向上	がんの早期発見のためがん検診を実施する。またがん検診を受診することの必要性の周知・啓発を実施する。	健康支援課
女性相談外来の実施	更年期症状や月経異常など、女性の様々な身体症状の悩みについて女性医師が問診し、適切な医療の提供を行う。	青葉病院地域連携室

③妊娠や出産への支援

事業名	事業内容	所管課
エンゼルヘルパー派遣事業	妊娠中や出産後1年未満の、昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない方などを対象に、千葉市と契約したヘルパーを派遣し、家事援助や育児援助を行う。	幼保支援課
不妊専門相談センター	不妊症及び不育症に関する複雑な悩みに対し、専門的・医学的な相談・支援を行う。	健康支援課
母親&父親学級	妊婦及びそのパートナーに対し保健師・栄養士・歯科衛生士・助産師により、妊娠中及び産後の保健、お産の準備、育児、父親の役割についての教室を開催する。	健康支援課
母子健康包括支援センターの充実	妊娠届出時に全妊婦へ保健師等の専門職による面接を実施する。また、情報提供や相談に応じ、妊娠・出産・子育て期にわたり切れ目ない支援を行う。	健康支援課

④乳幼児の親への支援

事業名	事業内容	所管課
妊産婦・新生児訪問指導	助産師等が、妊産婦・新生児のいる家庭を訪問し、健康状態の確認や出産・育児等にかかわる様々な相談に応じる。	健康支援課
乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を地域保健推進員や助産師等が訪問し、健康状態の確認や育児等にかかわる様々な相談、育児に関する情報提供を行う。	健康支援課

施策の方向性(6) 防災・復興における男女共同参画の推進

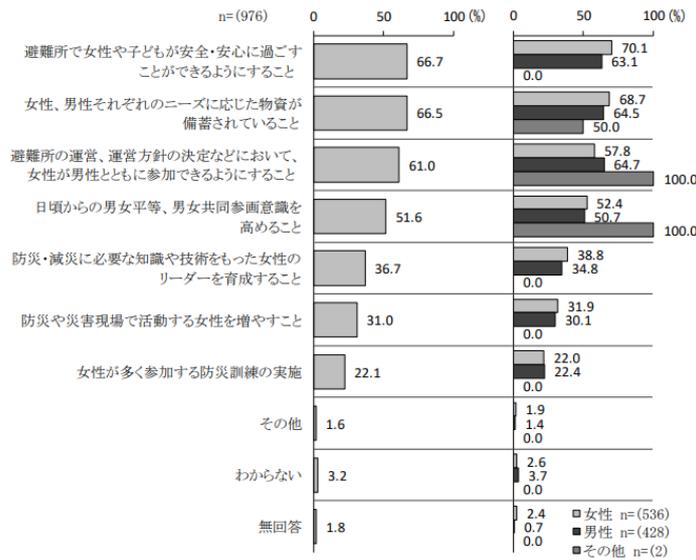
【現状と課題】

大規模災害の発生は、とりわけ女性や子どもなど、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。

また、災害時や復興時には、女性が応急対策、復旧・復興の「主体的な担い手」として活躍することが不可欠です。

令和3年度調査によると、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立のために必要なこととして、「避難所で女性や子どもが安全・安心に過ごすことができるようにすること」、「女性、男性それぞれのニーズに応じた物資が備蓄されていること」や、「避難所の運営、運営方針の決定などにおいて、女性が男性とともに参加できるようにすること」などの割合が高くなっています。

【図 22 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立のために、必要なことについて（千葉市）】



出典：千葉市令和3年度「男女共同参画に関する意識調査」より

避難所運営の方針決定や、防災活動、復興等の様々な場面で、男女がともに活躍できるとともに、性別に関わらず安全・安心に過ごせるよう、防災・復興における男女共同参画を推進することが必要です。

【具体的事業】

①男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と普及啓発

事業名	事業内容	所管課
女性の視点を取り入れた防災体制の確立	防災会議に「男女共同参画の視点を取り入れる部会」を設置し、防災に関する計画の見直しや具体的な防災対策を進めていく。	危機管理課
自主防災組織の結成率向上及び女性の参画促進	東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害発生時における自助・共助による防災活動を促進するよう、自主防災組織の結成率向上を図るとともに、女性の参画を促す。	防災対策課
避難所運営委員会の支援及び女性の参画支援	災害時に迅速かつ円滑に避難所開設・運営を行うため、市民主体で設立する避難所運営委員会の活動について女性が積極的に関わるための支援を行う。	防災対策課
防災リーダーの育成	自助・共助による地域の防災力の向上を図るために、防災に男女共同参画の視点を取り入れ、防災・減災に必要な知識や技術を持ったリーダーを養成する防災ライセンス講座を実施するとともに、男女共同参画センターを中心として防災ワークショップを実施する。	防災対策課
性別によるニーズの違い等に配慮した物資の備蓄	性別によるニーズの違い等に配慮した防災備蓄品（生理用品）の整備を行う。	防災対策課
女性消防団員の活躍推進	女性の力を最大限に活用し、多様な視点に基づいた防災・減災、災害に強い社会の実現に向けて組織の活性化を推進するとともに、女性消防団員の更なる活躍に向けた取り組みを強化する。	消防局総務課
女性消防吏員の活躍推進	消防局の消防吏員に占める女性の割合を向上することにより、多様な視点に基づいた消防サービスの向上、消防組織の活性化を図る。	消防局人事課

基本目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現

家事・育児・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえると、男女共同参画社会の実現のためには、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現し、男性も仕事と、家事・育児・介護といったケアワークに対しても主体的に関わる必要があります。

そのため、多様で柔軟な働き方の推進による、男女がともに働きやすい環境づくりへの取組みや、家事・育児・介護等への支援による男女がともに担う家庭生活づくりへの取組み、使いやすい市役所や一人ひとりのニーズに合った行政サービスの提供による、行政手続き等への負担軽減の取組みを進めます。

重点施策

・多様で柔軟な働き方の推進

新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの普及等、社会情勢の変化を好機と捉え、多様で柔軟な働き方を推進します。

指標

項目	現状値	目標値
くるみん認定を受けた市内企業数	28社 (令和4年7月末)	42社 (令和9年度)
市職員の年次有給休暇平均取得日数	16.3日 (令和3年度)	17.0日 (令和9年度)
市男性職員の育児休業取得率*	51.3% (令和3年度)	100% (令和9年度)

※国基準とは別の市基準で算出した数値：分母の職員うち、同年度中に育児休業を取得した職員の数
／当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の数

施策の方向性(1) 多様で柔軟な働き方の推進

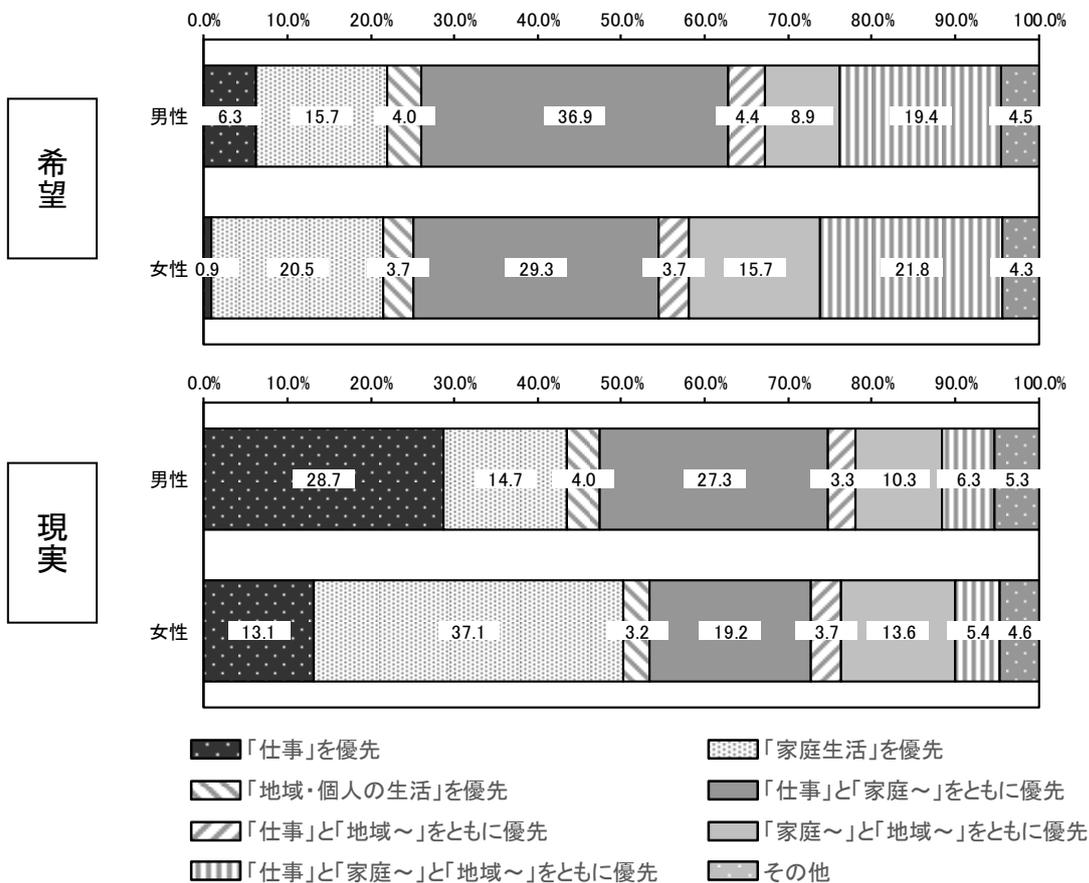
【現状と課題】

性別に関わらず、働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活の二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮するためには、従来の男性片働き世帯が多い時代の長時間労働等を当然視する「男性中心型労働慣行」からの脱却が必要です。

令和3年度調査において、「生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」優先度」の希望について、「仕事を優先」と回答した男性は6.3%のみと、意識の高まりがうかがえます。

しかし、現状については、男性の28.7%が「仕事を優先」と回答するなど、希望どおりの関わりが出来ていない状況であることがうかがえます。

【図 23 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について】



出典：千葉市令和3年度「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

また、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの普及等を好機と捉え、ライフステージや個別の状況に応じた多様で柔軟な働き方を推進していくことが必要です。

【具体的事業】

①長時間労働の削減などの働き方改革と職場づくり

事業名	事業内容	所管課
労働時間短縮や休暇取得に向けた意識啓発	男女共同参画センターにおいて、家庭生活や地域活動などとの両立と健康維持のため、長時間労働の見直しや、休暇取得の促進に向けた意識啓発を行う。 また、千葉市産業振興財団のキャリアアップアドバイザーにより、人材採用力向上支援の一環として、労働時間短縮等について市内企業にアドバイスを実施する。	男女共同参画課 雇用推進課
教職員の働き方改革	教職員が心身の健康を保持しながら児童生徒と向き合うことで教育の質を向上させるため、学校における教職員の働き方改革を進める。	教育職員課

②家庭生活等と両立しやすい職場づくりへの支援

事業名	事業内容	所管課
職場と家庭生活等との両立を支援する多様な制度の普及促進	男女共同参画センターにおいて、育児休業や介護休業、子育て期の勤務時間短縮等、家庭生活等との両立を支援する制度について、情報誌等による情報提供や講座の開催などを行う。	男女共同参画課

③テレワーク等の多様で柔軟な働き方の促進

事業名	事業内容	所管課
市職員の多様な働き方の促進	市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、在宅勤務等多様な働き方を促進する。	人材育成課
ペーパーレスに適した環境整備	市内部の事務について、紙で保管されている資料や書籍を必要とする等、現状テレワークに適さない部署があるため、保管されている資料を含む紙資料の電子化を目指し、ペーパーレスに適した環境整備を行う。	情報システム課

事業名	事業内容	所管課
コミュニケーションツールの高度化	市内部の事務について、外部との電話やFAXによるやり取りが必要等、現状テレワークに適さない部署がある。またテレワーク実施時において職員間のコミュニケーションも登庁時と同程度に円滑に行う仕組みが必要となるため、庁舎内外等場所にとられないコミュニケーション手段の整備を行う。	情報システム課
多様な就業形態についての情報提供	男女共同参画センターにおいて、ワークシェアリングや在宅勤務、短時間正社員制度など多様な就業形態について情報を収集、提供する。	男女共同参画課
「CHIBA-LABO」個室ブースの設置・ドロップイン利用開始	利用者増加及び賑わい創出の観点からドロップイン利用の開始をするとともに、テレワークなどの幅広い働き方に対応するため、個室ブースを設置する。	産業支援課

施策の方向性(2) 男女がともに担う家庭生活づくり (家事・育児・介護等への支援)

【現状と課題】

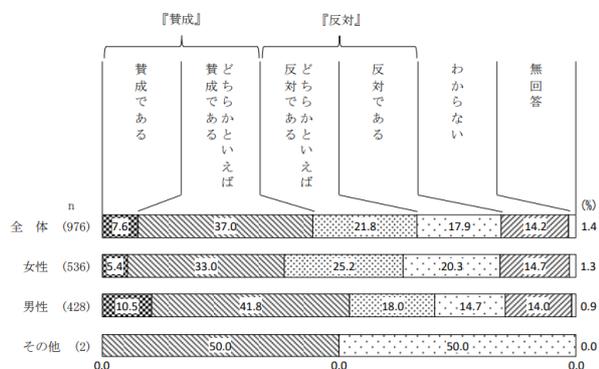
ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、男性も、仕事と、家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わる必要があります。

令和3年度調査の「あなたは、男女がともに働きやすい職場をつくるためには、どのようなことが大切だと思いますか」との問いに対し、「育児休業や介護休業をとりやすい職場環境をつくる」の回答が73.5%と最も高く、その必要性がうかがえます。

しかし、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態があります。

令和3年度調査においても、「あなたは、「女性が家事・育児を行い、男性が仕事を行う」という考えかたについて、どのように思いますか」との問いに対し、賛成が44.6%と、反対の39.7%を上回っています。また、性別で見ると「賛成」は女性38.4%に対し男性は52.3%と、特に男性に固定的な性別役割分担意識が残っていることがうかがえます。

【図 24 「女性が家事・育児を行い、男性が仕事を行う」という考えかたについて】



出典：千葉市令和3年度「男女共同参画に関する意識調査」より

そのため、男性の家事・育児・介護への参画や育児休業取得の促進、子育て・介護に関する支援等の取組みを行い、男性の具体的行動を喚起し、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

【具体的事業】

①男性の家事・育児・介護への参画促進と育児休業取得促進

事業名	事業内容	所管課
市職員の両立支援・子育て支援の推進	次世代育成支援対策推進法に基づき、「特定事業主行動計画」の進捗状況を管理する。	給与課
男性の子育て支援	土日に両親学級を開催し学習の機会を提供するとともに、男性の育児休業取得促進奨励金など、様々な取組みを実施する。	健康支援課 幼保支援課
地域子育て支援センター等における父親向け講座・イベント等の実施	父親の子育てを支援する講座やイベント、レクリエーション活動などを実施する。	幼保支援課

②子育てに関する相談・支援

事業名	事業内容	所管課
育児ストレス相談	1歳6か月、3歳児健康診査等で、育児不安があり援助が必要な保護者に対し、臨床心理士、保健師が個別相談を行う。	健康支援課
養育支援訪問事業	育児不安や育児ストレスの強い家庭に対し、保健師等が訪問し、育児に関する相談、指導、助言を行う。	健康支援課
子どもルーム整備・運営事業	就業等により昼間家庭に保護者のいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る。	健全育成課
家庭児童相談事業	各区保健福祉センターこども家庭課に会計年度任用職員の相談員を配置し、児童と家庭にかかわる各種相談業務を行う。	こども家庭支援課
ニーズに応じた保育の受け皿の確保	潜在的な保育需要に対応し、将来にわたって待機児童ゼロを達成するため、子ども・子育て支援事業計画（千葉県こどもプラン）等に基づき、保育の受け皿を確保する。	幼保支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子どもを預けたい人、預かることができる人に会員として登録してもらい、会員相互による援助活動の手助けを行う。	幼保支援課
病児・病後児保育事業	病気回復期などのため保育所等に預けられず、保護者が就労等により、家庭での育児が困難な場合に、診療所併設の施設で保育を行う。	幼保支援課
子育て支援館における利用者支援事業	各種子育てサービスの情報を収集し、インターネット等を活用して情報の提供を行う。また、子育てに関する相談を受け、サービスの提供に必要な援助や関係機関との連絡調整を行う。	幼保支援課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互交流する場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	幼保支援課

事業名	事業内容	所管課
子育て支援コンシェルジュ	保育をはじめとした子育て支援サービス全般の利用に関する相談・情報提供などを行う。	幼保支援課
保育所（園）地域活動事業	地域の世代間交流、異年齢児との交流、子育て家庭への育児講座、小学生低学年児童受入、その他交流事業を実施する。	幼保運営課
多様な保育需要への対応	保護者の就労形態の多様化等に伴う保育ニーズに合わせ、保育メニューの拡充を行う。	幼保運営課
子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	子育てサポーターは、公民館で活動している子育てサークルや家庭教育学級等の相談、子育てに悩みや不安をもつ親等保護者に対して、指導するほか相談に応じる。また、家庭教育アドバイザー（臨床心理士有資格者）は、必要に応じ、専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言も行う。	生涯学習振興課

③介護に関する相談・支援

事業名	事業内容	所管課
あんしんケアセンター（地域包括支援センター）運営事業	高齢者が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、介護・福祉・健康・医療などに関する相談に応じるほか、権利擁護などの支援を行う。	地域包括ケア推進課
生活支援サービスの充実	高齢者の生活支援の基盤強化を図るため、生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域における生活支援・介護予防のニーズの把握や、地域資源の収集及び情報提供等を行う。	地域包括ケア推進課
ちば認知症相談コールセンターの設置	認知症の人の介護経験を持つ相談員が、親身に相談を受ける電話相談や面接相談（予約制）を県と共同で運営する。	地域包括ケア推進課
認知症カフェの設置促進	認知症の人とその家族並びに地域住民、専門職等の誰もが気軽に安心して立ち寄ることができる集いの場を地域に増やすことで相互交流を促し、認知症の人本人の重度化防止、家族の負担軽減及び認知症についての知識の普及促進を図るとともに、認知症の人と家族を地域で支える体制を推進する。	地域包括ケア推進課

事業名	事業内容	所管課
在宅介護者支援の充実	家族介護者の身体的・精神的負担を軽減するため、介護に関する基礎的知識を学習する研修を開催するとともに、オンラインを活用した訪問レッスンや介護の悩みに関する相談受付を実施する。	高齢福祉課
三世代家族同居・近居の支援	高齢者の孤立防止や家族の絆の再生を図るため、三世代家族の同居・近居に要する費用の一部を助成する。	高齢福祉課
介護保険施設等の計画的な整備	必要なサービスが必要としている高齢者に届く安心なサービス提供体制を目指し、介護保険施設等の計画的な整備を進めます。	介護保険事業課

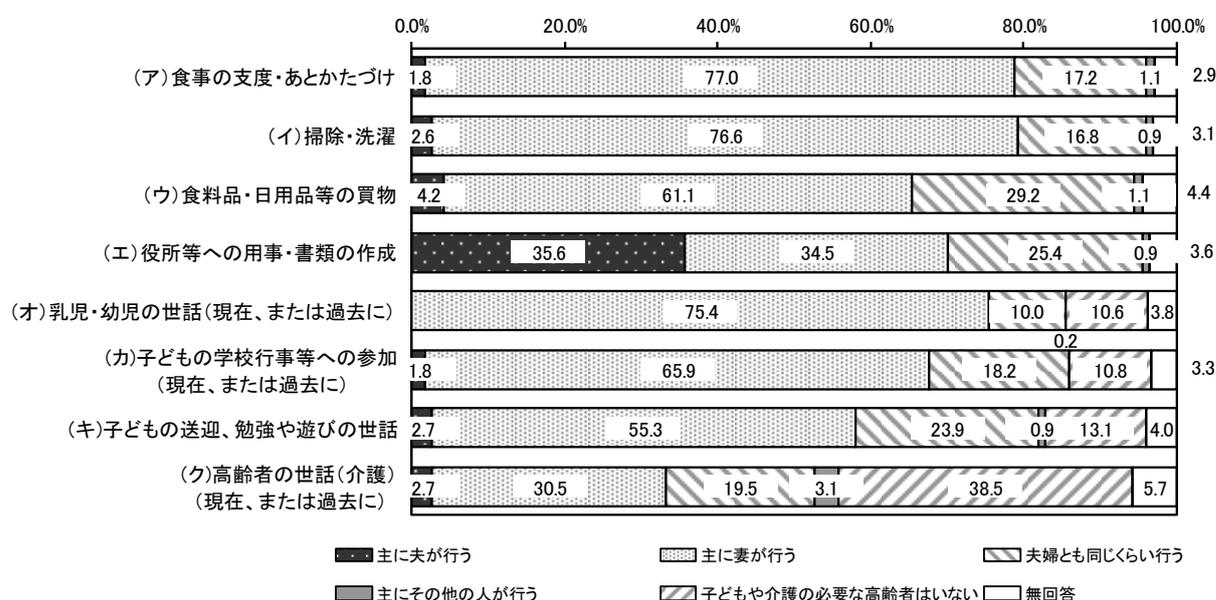
施策の方向性(3) 市民に寄り添ったデジタル化の推進

【現状と課題】

本市は指定都市として、市民生活に不可欠な住民票や戸籍の事務、国民健康保険や地域振興など、一般の市町村が担う事務に加え、一般的には道府県が担う児童福祉・母子保健・食品衛生など様々な行政サービスを幅広く提供しています。その中で必要となる行政手続きが煩雑であると、市民や事業者にとって大きな負担となり、ワーク・ライフ・バランスの実現の足かせとなりかねません。

千葉県が令和元年に行った「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の、「家事等の役割分担の現実について」の質問では、「主に夫が行う」ものの回答として、「役所等への用事・書類」の作成が35.6%で最も高くなっています。

【図 25 家事等の役割分担】



出典：千葉県令和元年度「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を基に作成

しかし、ICT や AI といった新しい技術が急速に進展しており、行政手続きをより分かりやすく簡単にすることや、個々の状況に応じた情報を提供することにより、市民が手続きにかかる所要時間や来庁回数を削減できるようになってきています。使いやすい市役所の実現や、一人ひとりのニーズに合った行政サービスの提供により、家事・育児・介護といったケアワークに費やす時間を捻出し、ワーク・ライフ・バランスを後押しすることが必要です。

【具体的事業】

①使いやすい市役所の実現

事業名	事業内容	所管課
オンラインによる手続の促進	市役所への手続に要する市民の皆さまの時間を最小限にするため、より一層のオンライン可能な手続の周知や、オンライン手続画面の利便性向上などを図る。	業務改革推進課
デジタルデバインド対策	すべての市民がデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現するため、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けたスマートフォン講座を開催するとともに、相談体制を構築する。	スマートシティ推進課
電子書籍サービスの実施	新たな時代の「学び」を支援するため、公共図書館としての役割を踏まえて、電子書籍サービスの充実を図る。	中央図書館情報資料課

②一人ひとりのニーズに合った行政サービスの提供

事業名	事業内容	所管課
個々の状況に応じた情報の提供	使える制度の調査などに要する市民の時間を最小限にするため、あなたが使える制度お知らせサービスの通知対象制度の拡充など、機能性向上を図る。	業務改革推進課

基本目標 IV 人材の育成と理解の促進

大人世代の意識改革を進めたうえで、偏見・思い込みを生まない教育を提供し、市民の主体的な社会参画を促すことで、初めて男女共同参画社会の実現が可能となります。そのため、家庭や地域における学習機会の充実、個性や能力を尊重した学校教育等の推進、市民企画講座の開催等による民間団体との連携や支援により、人材の育成と理解の促進を図ります。

重点施策

- ・ 様々な個性や能力を伸ばし、可能性を拓ける学校教育等の推進

将来にわたり、さらなる男女共同参画社会の実現を促進するためには、幼少期から青年期における、男女共同参画に対する理解促進や人材育成が重要です。そのため、様々な個性や能力を伸ばす教育を推進します。

指標

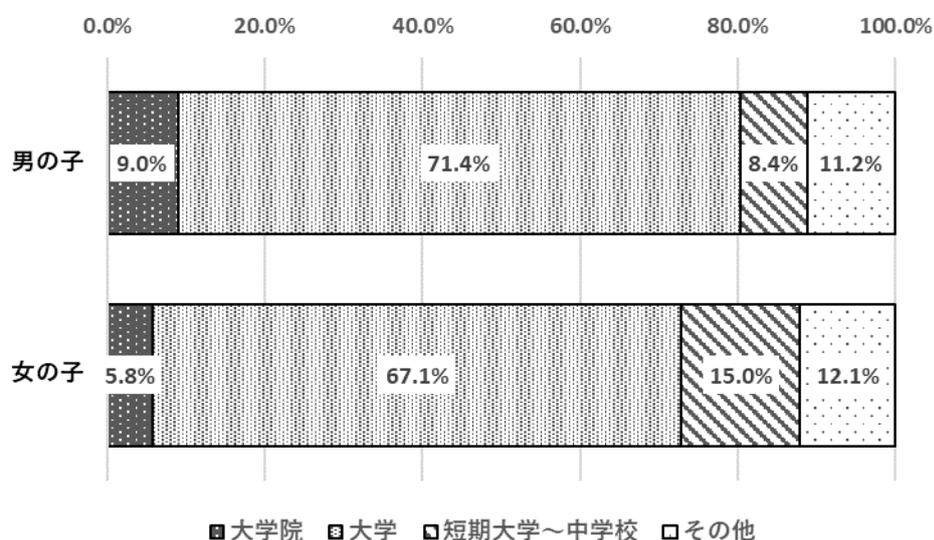
項目	現状値	目標値
小学校の校長・教頭に占める女性の割合	36.5% (令和4年4月1日)	38% (令和7年度)
中学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合	15.0% (令和4年4月1日)	16% (令和7年度)
男女共同参画センター講座受講者数	1,037人 (令和3年度)	2,000人 (令和9年度)
「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的性別役割分担意識の持たない人の割合	39.7% (令和3年度)	80% (令和9年度)

施策の方向性(1) 様々な個性や能力を伸ばし、可能性を広げる学校教育等の推進

【現状と課題】

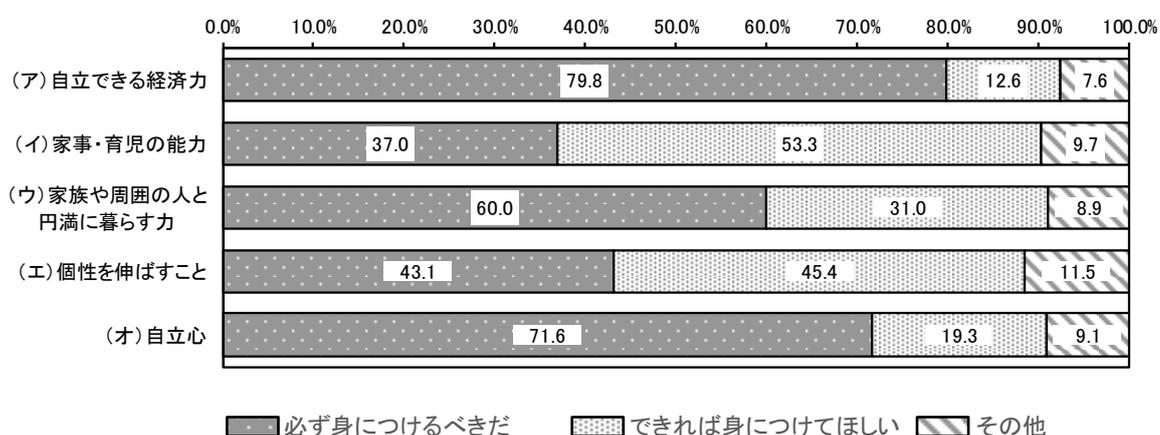
将来における男女共同参画推進を確実なものとし、男女が性別にとらわれず、様々な個性や能力を伸ばす社会を構築するためには、男女平等教育を推進し、性差に関する偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を打破することが不可欠です。しかし、令和3年度調査において、「希望する子どもの教育段階について」や「子どもに身につけてほしいことについて」など、子どもの将来に関する質問では、男の子と女の子で異なる結果となるなど、未だに性差による偏見やアンコンシャス・バイアスが残っていることがうかがえます。

【図 26 親が希望する子どもの最終学歴】



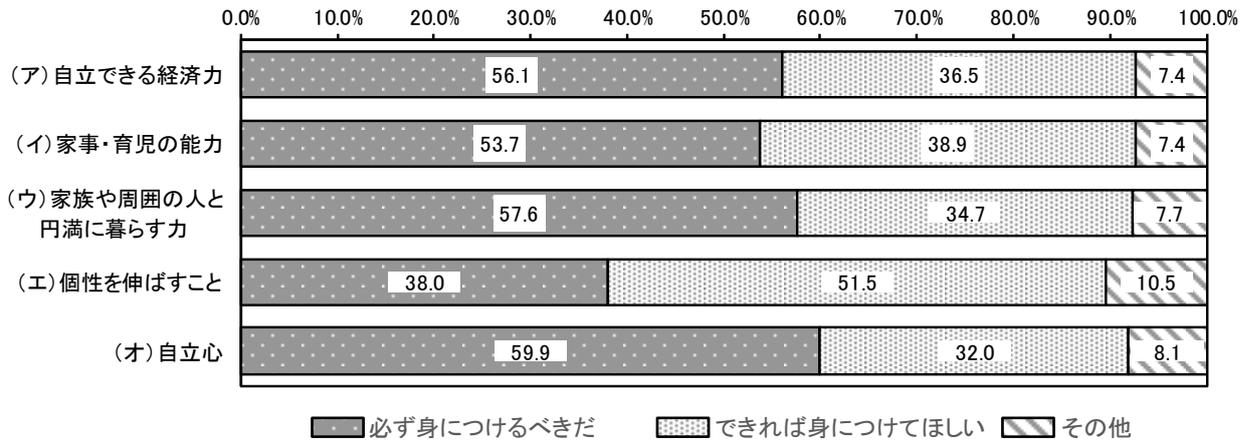
出典：千葉市 令和3年度「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

【図 27 親が、子どもに身につけて欲しいことについて／男の子】



出典：千葉市 令和3年度「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

【図 28 親が、子どもに身につけて欲しいことについて／女の子】

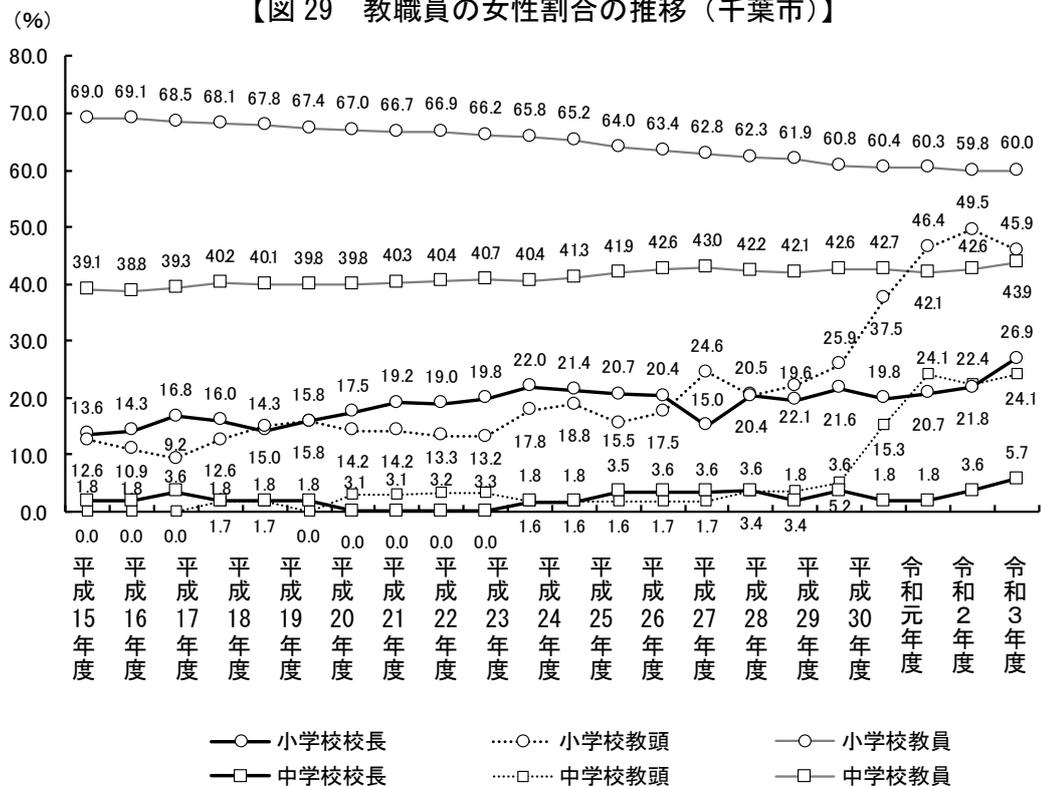


出典：千葉市 令和3年度「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

このような偏見や思い込みは、往々にして幼少の頃から形成されると言われています。

また、子どもたちのロールモデルでもある教職員について、校長や教頭などの管理職に占める女性の割合は増加傾向にはありますが、男性の方が多い状況です。

【図 29 教職員の女性割合の推移（千葉市）】



出典：校長・教頭は千葉市教育職員課資料を、教員は「学校基本調査（各年度5月1日時点）」を基に作成

令和2年12月に閣議決定された国の「第5次男女共同参画基本計画」で言及されているように、教育委員会や学校において、女性の能力が組織の活性化に不可欠であること、また、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与えうることを踏まえ、積極的格差是正措置などを通じて、校長、教頭など意思決定過程への女性の登用の推進が必要です。

さらに、子どもたちが、性差による偏見をもたないことはもとより、性別にとらわれることなく主体的に自分の進路を選択し、個性と能力を発揮できる教育環境の整備が必要です。

【具体的事業】

①男女平等教育の推進と、個性や能力を尊重した教育環境づくり

事業名	事業内容	所管課
学校運営への女性教職員の登用促進	学校運営への女性教職員の参画を促進する。	教育職員課
教職員研修の充実	教職員の男女平等教育への理解促進を図る。	教育職員課 教育センター
進路指導の充実	将来の生き方を考える進路指導の推進に努める。	教育改革推進課
教育相談の充実	教育センター及び養護教育センター等において、教育相談（電話相談、来所相談、訪問相談等）を行う。	教育センター 養護教育センター
科学教育の推進	科学・技術を身近に感じることができる環境を創出するため、未来の科学者育成プログラムを充実させる。	生涯学習振興課

②キャリア教育の充実

事業名	事業内容	所管課
女性リーダーの育成 〔基本目標Ⅰ-(1)-①の再掲〕	次代を担う女性リーダーを育成するため、市内の女子学生（中学生・高校生）を対象に女性の能力の開発・発揮のための支援を実施する。	男女共同参画課
産業人材の育成	次世代を担う子ども達が様々な内容の起業家精神教育が受けられるよう、産学官連携により、市内各地域で講座やイベント等を実施する。	雇用推進課
技術職・技能職の魅力啓発	人手不足が続く技術職・技能職を将来の就労先の選択肢の一つとして認識するきっかけをつくるため、技術職等の魅力を伝える冊子（中学2年生向け）及び動画（中高生とその保護者向け）を作成する。	雇用推進課

事業名	事業内容	所管課
キャリア教育の推進	産学官連携のキャリア教育推進連携会議を設置し、キャリア教育を充実させる。	教育改革推進課 雇用推進課
職業体験学習の推進	小学校、中学校における職業体験学習を通して、働くことの意義を自覚させ、勤労観・職業観を育む中で、社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てる。	教育改革推進課

③政治参画意識の醸成

事業名	事業内容	所管課
子ども議会 〔基本目標Ⅰ-(1)-①の再掲〕	千葉市の将来を担う子どもたちが、千葉市の現状と課題について話し合い、その解決に向けた具体的な提案を行う中で、千葉市民としての意識を高める。	教育指導課
生徒会交流会 〔基本目標Ⅰ-(1)-①の再掲〕	各校の特色ある生徒会活動や運営上の課題などについてオンラインで情報交換や話し合いを行い、学校間の交流を図るとともに、自校の生徒会活動を充実・発展させるための機会とする。	教育指導課
小学校模擬選挙 〔基本目標Ⅰ-(1)-①の再掲〕	若者の政治への関心の低さや選挙離れが課題となっている中、子どもの頃から実際の選挙と同様の体験をすることにより、政治や選挙への関心を高めることを目的として実施する。	選挙管理委員会

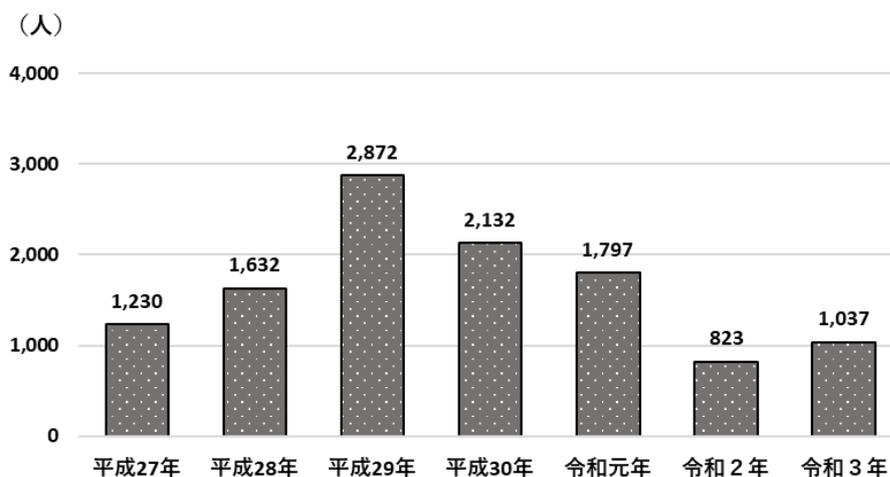
施策の方向性(2) 市民の理解促進・家庭や地域における 学習機会の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意識を高めることが必要不可欠であり、市では、講演会や男女共同参画週間等、男女共同参画センターでの講座開催等により理解促進を図ってきましたが、性差による偏見やアンコンシャス・バイアスが根強く残っているのが現状です。

また、「男女共同参画センター」の講座受講者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、近年大きく減少しました。

【図 30 「男女共同参画センター」の講座受講者数】



出典：庁内資料を基に作成

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を打破するため、引き続き、市民の男女共同参画意識の醸成や、男女共同参画に関する拠点施設の機能充実、男女共同参画に関する学習機会の提供等に取組むことが必要です。

【具体的事業】

①市民の男女共同参画意識の醸成

事業名	事業内容	所管課
ハーモニー講演会の開催	男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発を目的とした講演会を実施する。	男女共同参画課
男女共同参画週間の実施	毎年12月の市男女共同参画週間の周知を図るとともに関連行事を開催する。	男女共同参画課
男女共同参画に関する情報誌の発行	男女共同参画センター情報誌を発行し、男女共同参画に関する情報提供を行う。	男女共同参画課

②男女共同参画に関する拠点施設の充実

事業名	事業内容	所管課
男女共同参画に関する調査研究	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する調査や研究等を行い、現状の把握や施策への反映を行う。	男女共同参画課
男女共同参画センターの機能充実	男女共同参画社会の実現のため、国の方針に基づき、拠点施設である男女共同参画センターの機能充実に向けて、施設の管理や実施事業の見直しなどを検討する。	男女共同参画課

③男女共同参画に関する学習機会の提供

事業名	事業内容	所管課
男女共同参画に関する資料の収集・提供	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する各種資料を収集し、貸出等を行う。	男女共同参画課
男女共同参画に関する講座の開催 〔基本目標Ⅱ- (4) -③の再掲〕	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する講座を開催する。	男女共同参画課
生涯学習施設における男女共同参画に関する講座の開催	生涯学習施設において、男女共同参画に関する講座を実施する。	生涯学習振興課

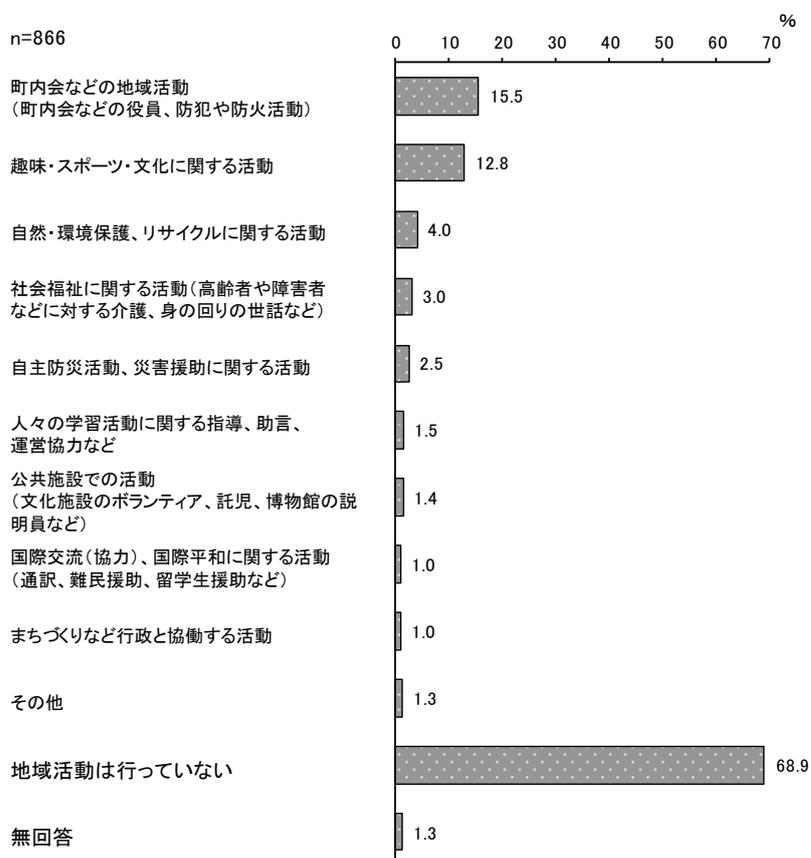
施策の方向性(3) 男女共同参画を推進する 民間団体との連携と支援

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けての取組みを活発化するためには、一人ひとりが身近な課題に向き合い、主体となって解決する力を身につけることが必要であり、行政、市民、事業者の取組みに加えて、関連する民間団体の活動の充実が重要です。

しかし、令和元年度「千葉市における女性の社会参画に関する意識調査」の意識調査において、7割近くの女性が「地域活動は行っていない」と回答しており、地域活動の担い手が不足しているのが現状です。

【図 31 参加している地域活動の内容】



出典：令和元年度「千葉市における女性の社会参画に関する意識調査」を基に作成

そのため、関連団体への活動支援や人材育成、協働して行うイベントの開催等を通じて、活動の後押しや団体間のネットワーク化を図り、市と民間団体等が連携していく必要があります。

【具体的事業】

①男女共同参画を推進する民間団体等への支援

事業名	事業内容	所管課
民間団体に対する活動支援	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会実現に向けて活動している団体やグループの交流及びネットワーク形成の支援、情報の発信・収集を目的に団体登録を行う。	男女共同参画課
民間団体を支える人材の育成	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画を推進する団体を支える人材育成のための講座を開催する。	男女共同参画課
市民企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、市民の企画運営による男女共同参画に関する講座の開催を支援する。	男女共同参画課

②男女共同参画を推進する民間団体の交流と連携の推進

事業名	事業内容	所管課
市民団体と連携したイベントの開催	市民団体の活動推進、ネットワーク化や男女共同参画センターとの連携強化のため、シンポジウムや講演会、展示などを行うイベントを開催する。	男女共同参画課
千葉県男女共同参画地域推進員との連携	千葉県男女共同参画地域推進員（※）の推薦や、事業の周知等に協力し、地域における男女共同参画社会づくりを支援する。	男女共同参画課

※市長村長の推薦により知事から委嘱され、男女共同参画に関する普及・啓発や、地域における女性のロールモデルの発掘及びその情報発信等の活動している方々